肉用牛流通促進対策事業実施規程

制定：平成 29 年 6 月 6 日付け 29 日畜協第 101 号
一部改正：平成 30 年 3 月 16 日付け 30 日畜協第 59 号
一部改正：平成 30 年 5 月 30 日付け 30 日畜協第 81 号
一部改正：平成 30 年 11 月 21 日付け 30 日畜協第 205 号
一部改正：平成 31 年 2 月 13 日付け 31 日畜協第 18 号
一部改正：平成 31 年 3 月 15 日付け 31 日畜協第 75 号
一部改正：平成 31 年 4 月 10 日付け 31 日畜協第 81 号
一部改正：令和 元年 7 月 31 日付け 31 日畜協第 157 号
一部改正：令和 元年 12 月 4 日付け 31 日畜協第 235 号
一部改正：令和 2 年 4 月 24 日付け 2 日畜協第 81 号
一部改正：令和 2 年 12 月 18 日付け 2 日畜協第 204 号
一部改正：令和 3 年 3 月 12 日付け 3 日畜協第 69 号
一部改正：令和 3 年 6 月 3 日付け 3 日畜協第 122 号
一部改正：令和 3 年 12 月 9 日付け 3 日畜協第 229 号

一般社団法人日本家畜商協会（以下「協会」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）から事業実施主体の選定を受けて、肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）を実施するに当たり、次のとおり実施規程を定める。

（事業の目的）

第１条　この実施規程は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が定める肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農畜機第 4380 号、以下「実施要綱という。）に基づき、協会が第７条第２項に規定する肉用子牛及び同条第３項に規定する経産牛(以下「肉用子牛等」という。）を導入し、協会の会員の組合員（以下「組合員」という。）である肥育農家に預託を行う事業（以下「預託事業」という。）に関する基本的事項を定め、もって預託事業の適正な運営に資するものとする。

（事業の内容）

第２条　協会は、肉用子牛等の預託を通じた肉用子牛等の流通の円滑化を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

（１）肉用子牛市場流通促進対策

協会が所有する肉用子牛を、次のいずれかの取組を行った肥育農家等（組合員であって、素牛を肉用に肥育する農家又は肉用牛の繁殖により素牛を生産する農家をいう。以下同じ。）に肥育素牛として預託する。

ア　「肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針」（平成17年３月30日付け16生畜第4391号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に定める肉用牛枝肉情報全国データベースに枝肉情報の提供を行うこととし、独立行政法人家畜改良センター肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程（平成14年６月21日付け14独家セ379号）第２条第４号に基づき公益社団法人日本食肉格付協会（以下「食肉格付協会」という。）に同意書を提出した者

イ　独立行政法人家畜改良センター（以下「家畜改良センター」という。）の「牛個体識別全国データベースの情報の公表に関する手続き」（平成22年３月１日付け21独家セ1634号）第２条に同意した肥育農家等であって家畜改良センターに飼養地情報の公表の同意書を提出した者

（２）肉用子牛安定供給対策

協会が所有する肉用子牛等を、繁殖に取り組む肥育農家等に子取り用雌牛として預託する。

なお、子取り用雌牛が生産した子牛の所有権は協会に帰属する。

（３）（１）及び（２）の事業の円滑な推進を図るための肥育農家等に預託した肉用

子牛等の確認及び品質向上、繁殖技術等に関する指導等を行う。

（事業の実施期間）

第３条　この事業の実施期間は、令和３年度とする。

（事業の経理処理）

第４条　協会は、この事業を他の事業と区分して経理するものとする。

（預託事業の基本的要件）

第５条　肉用子牛市場流通促進対策の預託事業は、協会が自ら肉用子牛等を選定・購入し、所有権を留保して肥育農家等に現物預託し、目的を達成して当該肉用子牛等の販売直前に肥育農家等に所有権が移転する預託方式とし、肉用子牛安定供給対策の預託事業は、協会が自ら肉用子牛等を選定・購入し、所有権を留保して肥育農家等に現物預託し、目的を達成して当該肉用子牛等又は当該肉用子牛等が生産した肉用子牛の販売直前に肥育農家等に所有権が移転する預託方式とする。

２　肉用子牛市場流通促進対策の協会の肥育農家に対する債権は、肉用子牛等の購入費（諸経費を含む。以下同じ。）の立替費用及び当該立替費用に係る利子（協会が肉用子牛等を肥育農家に引き渡した日から、協会と肥育農家等との合意に基づき肉用子牛等の購入費の立替費用が精算される日までの期間について、協会が定める利率で計算した金額。以下同じ。）とし、当該肉用子牛等が目的を達成して販売される直前に肥育農家等に所有権が移転したものとしてその債権を精算するものとし、肉用子牛安定供給対策の協会の肥育農家に対する債権は、肉用子牛等の購入費（諸経費を含む。）の立替費用及び当該立替費用に係る利子とし、当該肉用子牛等が目的を達成して当該肉用子牛等又は当該肉用子牛等が生産した肉用子牛が販売される直前に肥育農家等に所有権が移転したものとしてその債権を精算する。

（事業の実施）

第６条

１　預託の実施

協会が肥育農家等へ肉用子牛等を預託するに当たっては、次によるものとする。

（１）協会は、肉用子牛等の集出荷計画を策定し、家畜市場等を通じて計画的に肉用子牛等を導入することとし、肉用子牛等の所有権を留保して肥育農家等に預託する。

なお、預託に当たっては肥育農家等と預託契約を締結する。

（２）協会は、肉用子牛等の購入、肥育農家等の選定・指導、預託期間中の肉用子牛等及びその産子の管理を行うものとする。

ただし、肥育農家等が生産した肉用子牛は、当該肉用子牛を生産した肥育農家等に預託することはできないものとする。

（３）肉用子牛市場流通促進対策の事業の預託期間については、肉用子牛を預託してから販売するまでの期間とし、品種の特性等を考慮して次のとおりとする。

品　種	預託期間
①　黒毛和種（雄（去勢）） （受精卵移植により生産された６か月未満のもの（以下「若齢ＥＴ牛」という。）を含む）	８か月間以上 （若齢ＥＴ牛は 14 か月間以上）
②　黒毛和種（雌） （若齢ＥＴ牛を含む）	８か月間以上 （若齢ＥＴ牛は 14 か月間以上）
③　褐毛和種	８か月間以上
④　その他肉専用種	８か月間以上
⑤　交雑種（初生牛（生後２か月齢未満のものをいう。以下同じ。）を含む）	８か月間以上 （初生牛は14か月間以上）
⑥ 乳用種（初生牛）	14 か月間以上

⑦ 乳用種（初生牛を除く）	８か月間以上

（４）肉用子牛安定供給対策の預託の事業については、肉用子牛等を預託してから、子牛を生産し、債権を精算するまでの期間を預託期間とする。
　なお、預託期間は、原則として60か月を超えない期間とする。
（５）協会は、肉用子牛等の導入に係る資金は、金融機関からの借入れにより調達する。
（６）協会は、預託期間中の肉用子牛等が死亡その他重大な事故にあった場合は、獣医師による診断書等をもって速やかに理事長に報告するとともに、当該肉用子牛等の取扱いについて理事長の指示に従うものとする。
（７）肥育農家等は、原則として、預託事業の対象である肉用子牛等（子取り用雌牛が生産した子牛を含めて、以下「預託牛」という。）を肥育農家等が所属する組合の道府県内で飼養するものとする。
　ただし、肥育農家等が所属する組合が認めた場合については、この限りでない。
（８）協会は、肥育農家等が肉用子牛等の預託期間中に経営難等により、当該肉用子牛等の飼養が継続できないと認められる場合は、当該預託事業に参加している他の肥育農家等に預託することができる。この場合、（３）及び（４）の預託期間については、それぞれの肥育農家等における飼養期間の通算により算定するものとする。
２　事業実施計画の作成
　協会は、実施要綱別添３の第２の３の規定に基づき、肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）実施計画書を作成するものとする。

（事業の要件）
第７条　この事業の対象となる肥育農家、肉用子牛等については、次の要件をすべて満たすものとする。
１　肥育農家等
（１）自己資金牛を有する肥育農家等で所属する組合（入会預り金会員に限る。）から協会に対し、肥育農家等及び預託牛の管理を厳正に実施する旨の確約書を提出していること。
（２）所属する組合から協会に対し、経営内容や財務状況に問題のないとして書面により推薦された者であること。
（３）肉用牛枝肉情報全国データベースに枝肉情報の提供を行うこととし、食肉格付協会に第２条のアの同意書を提出していること。
（４）家畜改良センターに第２条（１）のイの飼養地情報の公表の同意書及び協会が牛個体識別全国データベースを利用する旨の同意書を提出していること。
（５）肉用子牛等の預託契約時において、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項の規定に基づく認定を受けた者であること。
（６）肉用子牛等の預託契約時において、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成 30 年 12 月 26 日付け 30 農畜機第 5251 号）第４の１の（３）のカの登録生産者であること。
（７）肥育農家等は、預託を受けた肉用子牛等を、他の肥育農家等に再預託してはならない。
（８）子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛については、繁殖処理（人工授精又は受精卵移植等をいう。以下同じ。）を実施し、１産以上の肉用子牛を生産すること。また、その産子については、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく家畜登録機関による子牛登録等を行うよう努めること。なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しなかった場合は、その繁殖処理の実施を証する書類の確認ができるものに限り、肥育素牛の預託事業の対象として取り扱うことができるものとする。
（９）子取り用雌牛として預託を受けた経産牛については、繁殖処理を実施し、１産

以上の肉用子牛を生産すること。また、その産子については、家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関による子牛登録等を行うよう努めること。なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しなかった場合は、その繁殖処理の実施を証する書類をもって理事長に報告するとともに、当該牛の取扱いについて理事長の指示に従うこと。

２　肉用子牛

（１）国内で生産された牛であり、その品種区分は「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」（平成元年12月21日付け元畜Ａ第3462号農林水産事務次官依命通達）の記の第３の２の（３）の規定による次の品種であること。

ア　肉用子牛市場流通促進対策については、黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種、交雑種又は乳用種

イ　肉用子牛安定供給対策については、黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種又は交雑種

（２）適正な発育をしているもので、月齢６か月以上12か月未満の間に導入されたものであること。

ただし、肉用子牛市場流通促進対策の事業の対象となる肉用子牛のうち乳用種及び交雑種、肉用子牛安定供給対策の事業の対象となる肉用子牛のうち交雑種にあっては、初生牛も対象とすることができるものとする。

また、肉用子牛市場流通促進対策及び肉用子牛安定供給対策の事業の対象となる肉用子牛のうち黒毛和種にあっては、若齢ＥＴ牛も対象とすることができるものとする。

（３）家畜取引法（昭和31年法律第123号）に基づく家畜市場（臨時市場を含む。）を通じて導入したものであること。ただし、家畜市場を通じて導入したものと同等であるとして、理事長が承認した場合はこの限りではない。

（４）肉用子牛安定供給対策の事業の対象となる肉用子牛は、国及び機構の他の事業による繁殖雌牛導入に係る補助金の交付を受けていないこと。

３　経産牛

（１）国内で生産された子取り用雌牛であり、その品種区分は「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」の記の第３の２の（３）の規定により、黒毛和種、褐毛和種、その他肉専用種又は交雑種であること。

（２）１産以上の子牛生産もしくは妊娠（初妊を含む。）しているもの、又は月齢25か月以上であること。ただし、交雑種は月齢74か月未満の間に導入されたものに限る。

（３）家畜取引法に基づく家畜市場を通じて導入したものであること。ただし、家畜市場を通じて導入したものと同等であるとして、理事長が承認した場合はこの限りではない。

（４）当該経産牛については、国及び機構の他の事業による繁殖雌牛導入に係る補助金の交付を預託される肥育農家等が受けていないこと。

（預託事業参加の承諾）

第８条　肥育農家等は、協会から肉用子牛等の預託を受けるに当たっては、預託事業参加承認申請書（別紙１）を作成し、確約書、推薦書等を添付のうえ、協会に対し会長が別に定める期日までに提出するものとする。

２　協会は、肥育農家等から提出された預託事業参加承認申請書及び肥育農家等が所属する組合の推薦書を協会が定める基準に基づき審査し、肉用子牛等の預託の可否、預託頭数等を決定したときは、当該肥育農家等（以下「事業参加組合員」という。）に対し、預託事業参加承諾書（別紙２）を交付するものとする。

３　預託事業参加の諾否の決定は協会審査委員会規程に基づく審査委員会（以下「審査委員会」という。）の答申に基づいて、協会の会長（以下「会長」という。）が行うものとする。

４　協会は、諾否の決定に当たり必要があるときは、実地調査を行うことができるものとする。

（預託契約の締結等）
第９条　協会は、事業参加組合員と肉用牛流通促進対策事業預託契約書（別紙３）（以下「預託契約」という。）により、預託契約を締結するものとする。
２　協会は、預託事業を運営するために、以下の契約を締結するものとする。
（１）金融機関との融資基本契約
（２）家畜市場等と預託牛購入に係る取引条件基本契約
（３）食肉卸売市場等（食肉卸売市場及び家畜市場を言う。以下同じ。）、所属する組合等と預託牛販売に係る取引条件基本契約
（４）家畜改良センターと牛個体識別情報提供契約

（肉用子牛等の選定及び購入）
第 10 条　協会は、事業の対象となる肉用子牛等の選定及び購入に当たっては、協会自ら実施することを原則とするが、次により事業参加組合員に委任して実施することができるものとする。
（１）協会は、必要に応じて事業参加組合員が肉用子牛等の購入を希望する家畜市場に対し購買員証明書（所属する組合経由）を発行するものとする。
（２）協会から委任を受けた事業参加組合員は、事業の対象となる肉用子牛等を選定・購入したときは、協会（所属する組合経由）に対し、速やかに肉用子牛等預託事業依頼書を市場購買伝票、子牛登録証明書等を添付して提出するものとする。
（３）協会は、事業参加組合員から提出された肉用子牛等預託事業依頼書を審査し、肉用子牛等預託事業を承諾するときは、肉用子牛等預託事業を依頼した事業参加組合員に対し、肉用子牛等預託事業承諾書を交付するものとする。

（肉用子牛等の引き渡し等）
第 11 条　協会は、購入した預託牛を購入日に事業参加組合員に引き渡すものとする。
２　協会は、預託牛を金融機関へ担保提供し資金調達を行うものとする。
　このため、事業参加組合員、金融機関及び協会との間で、動産担保譲渡権設定契約及び指図による占有移転等に関わる合意書を締結するものとする。

（預託牛の存在確認等に係る手続き）
第 12 条　事業参加組合員から市場購買伝票、市場販売伝票又は事故報告書の提出があったとき、協会は、預託牛の明細表等（融資基本情報登録シート、預託牛基本情報登録シートにデータ入力するとともに、預託牛基本情報登録シートに入力された肉用牛等の個体識別情報と家畜改良センターの牛個体識別データとの照合を遅滞なく行うものとする。
２　協会は、１による照合の結果、預託牛基本情報登録シートに入力された預託牛の個体識別情報と家畜改良センターの牛個体識別データとに差異が検出された場合、預託牛個体情報マッチングリスト（別添様式１号）を事業参加組合員（所属する組合経由）へＦＡＸ又は電子媒体で報告するものとする。
３　事業参加組合員は、預託牛個体情報マッチングリストの出力内容を検証し、修正事項がある場合は、修正内容を協会（所属する組合経由）へＦＡＸ又は電子媒体で提出するものとする。
　なお、修正事項の原因が家畜改良センターに対する届出遅延による場合、事業参加組合員は遅滞なく家畜改良センターに対する届出を行うものとする。
４　協会は、当該事業組合員から３により修正内容の提出があった場合は、必要に応じ修正事項を入力するものとする。
５　協会は、預託牛基本情報登録シートに入力された預託牛の個体識別情報と家改良センターの牛個体識別データとに差異が検出されなかった場合及び４により修正事項を入力した場合は、当該事業参加組合員からの３の情報に基づきその内容を確認した場合は、前月末日時点の以下の帳票を出力し、このうち、（１）から（３）の出力帳票を事業参加組合員が所属する組合へ紙媒体等で報告するものとする。

なお、協会は、預託牛の個体識別データとの差異の原因が家畜改良センターに対する届出遅延による場合は、３及び４の届出事項が修正されたことを確認次第、帳票を出力し、同様の手続きを行うものとする。

（１） 預託牛異動状況表（別添様式２号）（電子媒体で提供）

（２） 預託牛在庫評価集計表（別添様式３号）（紙媒体で提供）

（３）預託牛在庫評価一覧表（別添様式４号）（電子媒体で提供）

（４）預託牛管理台帳

６　協会は、情報の照合に関連し、必要があるときは、実地に調査することができるものとする。

（期中管理）

第 13 条　協会は、以下の事項を実施し、事業参加組合員及び預託牛を適正に管理するものとする。

（１）事業参加組合員から所得税申告書、事業報告書等を徴求し、経営状況や財務状況を審査委員会で審査する。

（２）預託牛の在庫状況について以下の確認を行い、その結果を審査委員会で審査する。

ア　預託牛明細表と家畜改良センターの牛個体識別情報とを牛導入直後及び毎月末に照合

イ　原則として９月又は３月に現物確認の実施

（３）毎年１回以上事業参加組合員の状況確認・指導を行い、その結果を審査委員会で審査する。

（４）当該事業の実施状況等について、直近時に開催される審査委員会に報告するものとする。

（肉用子牛等預託内容の変更）

第 14 条　事業参加組合員は、肉用子牛等預託内容を変更（預託予定期間（協会と事業参加組合員との間の肉用子牛等預託事業依頼書・同承諾書で合意され、あるいはその後本項によって延長された預託予定期間を言う。以下、同じ。）の延長に限る。）しようとする場合は、遅滞なく肉用子牛等預託内容変更依頼書（所属する組合経由）を協会に提出するものとする。

２　協会は、事業参加組合員から提出された肉用子牛等預託内容変更依頼書を審査し、肉用子牛等預託内容の変更の承諾を決定したときは、事業参加組合員に対し肉用子牛等預託内容変更承諾書を交付するものとする。

（契約の解除等）

第 15 条　協会及び事業参加組合員は、預託期間中、一方的に預託契約を解除することができないものとする。

ただし、協会は、次に掲げる場合には、契約期間中であっても、この契約を解除することができるものとする。

（１）事業参加組合員が経営難等により、肉用子牛等の飼養が継続できないと認められる場合

（２）事業参加組合員が預託契約書の各条項に違反した場合

（３）事業参加組合員の死亡又はその他重大な事故等により、肉用子牛等を飼養することが困難であることが明らかな場合

（４）事業参加組合員（事業参加組合員が団体の場合は、代表者及び役員を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合

２　契約解除された事業参加組合員又はその相続人は、当該預託牛の飼養管理に要した一切の費用を協会に請求できないものとする。

また、契約解除された事業参加組合員又はその相続人は、当該預託牛を直ちに協会に引き渡さなければならない。

３　前項の規定による預託牛の引き渡しが遅延した場合において、協会が請求したと

きは、事業参加組合員は、事業参加組合員の飼養する協会預託牛以外の肉用子牛等について担保権を設定しなければならない。

（預託牛の販売等及び債権・債務の精算等）

第 16 条　預託牛を販売しようとするとき、事業参加組合員は、原則として事前に協会（所属する組合経由）と協議するものとする。

２　預託牛を販売したとき、事業参加組合員は、遅滞なく「肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の販売報告書」を協会（所属する組合経由）に提出するものとし、協会は、「預託牛販売に係る取引条件基本契約」に基づき、食肉卸売市場等、所属する組合等から預託牛販売代金を受領するものとする。

なお、預託牛を販売したとき、事業参加組合員は、預託牛販売代金を以下のいずれか一の方法により協会へ支払うものとする。

（１）食肉卸売市場等から直接協会へ送金

（２）食肉卸売市場等から所属する組合経由で協会へ送金

（３）審査委員会の答申に基づき会長が承諾した方法により事業参加組合員等から協会へ送金

３　預託牛が死亡したとき、事業参加組合員は、速やかに協会（所属する組合経由）に報告するものとする。

４　事業参加組合員が協会と協議の上預託牛を販売したとき、預託牛が死亡したとき、預託予定期間が終了したとき、又は契約を解除したとき、協会は、事業参加組合員に対する債権の精算を行うとともに、事業参加組合員の協会に対する支払額を決定して事業参加組合員に「預託牛購入費等精算書」を交付するものとし、事業参加組合員は、これに基づき協会の指示する方法により協会に支払うものとする。

なお、肉用子牛市場流通促進対策の対象肉用子牛等の所有権は、当該肉用子牛等が目的を達成して当該肉用子牛等の販売直前に肥育農家等に所有権が移転するものとする。

また、肉用子牛安定供給対策の対象肉用子牛等の所有権は、当該肉用子牛等が目的を達成して当該肉用子牛等又は当該肉用子牛等が生産した肉用子牛を販売直前に肥育農家等に所有権が移転するものとする。

さらに、預託予定期間が終了したときの対象肉用子牛等の所有権は、預託予定期間が終了した後に本項第１文(本項の最初の文章を言う。)の支払いがなされた日に、契約を解除したときの対象肉用子牛等の所有権は、契約解除後に本項第１文の支払いがなされた日に、それぞれ肥育農家に所有権が移転するものとする。

５　前項の支払額は、１頭ごとに次の（１）ないし（４）の合計額から（５）及び（６）の合計額を控除した金額とする。

（１）　肉用子牛等購入立替費用

（２）　（１）に係る利子

（３）協会の手数料相当額

（４）その他諸経費（該当する費用等がある場合）

（５）第 22 条の事業促進費

（６）第 20 条第４項の保証金

（損益の帰属）

第 17 条　預託牛の飼養管理及び販売に伴う損益は、事業参加組合員に帰属するものとする。

（事業参加組合の義務）

第 18 条　事業参加組合員が所属する組合（以下「事業参加組合」という。）は、次の事項を順守しなければならない。

（１）事業参加組合は、事業参加候補者を厳格に審査して、適格者を協会に推薦し、推薦書（別紙１、別添２）を提出するものとする。

（２）事業参加組合は、事業参加組合員及び預託牛の管理を厳正に実施することを担保するため、協会に対し、確約書（別紙１、別添１）を提出するものとする。

（３）事業参加組合は、協会が組合の現地確認を実施するときは、協会に協力するものとする。
（４）事業参加組合は、事業参加組合員に問題が発生した場合や発生が予見される場合、遅滞なく協会へ連絡するものとする。

（事業参加組合員の義務）
第 19 条　事業参加組合員は、次の事項を順守しなければならない。
（１）預託牛を事業の目的に従い、かつ、常に善良な管理者の注意をもって善良な飼養管理を行うものとする。
（２）預託牛の飼養に要する一切の費用を負担するものとする。
（３）肉用子牛等を選定・購入しようとするときは、事前に協会（所属する組合経由）と協議するものとする。
（４）協会から委任を受けて、預託牛を選定・購入した場合は、速やかに肉用子牛等預託事業依頼書を市場購買伝票、子牛登録証明書等を付して協会（所属する組合経由）に報告するものとする。
（５）「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成 15 年法律第 72 号）を順守し、個体識別のための耳標の装着の確認、各種届出を速やかに実施するものとする。
（６）預託牛を、他の事業参加組合員等に再預託してはならない。
（７）預託期間中の肉用子牛等の死亡その他重大な事故等があった場合は、「肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の事故報告書」を獣医師による診断書等を添付して速やかに協会へ提出するとともに、当該預託牛の取扱いについて協会の指示に従うものとする。
（８）子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛については、繁殖処理を実施し、１産以上の肉用子牛を生産する。なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しなかった場合は、「肉用牛流通促進対策事業に係る仕向けの変更報告書」をその繁殖処理の実施を証する書類を添付して速やかに協会（所属する組合経由）へ提出するとともに、当該牛の取扱いについて協会の指示に従うものとする。
（９）子取り用雌牛として預託を受けた経産牛については、繁殖処理を実施し、１産以上の肉用子牛を生産するものとする。
　なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しなかった場合は、「肉用牛流通促進対策事業に係る繁殖雌牛の処分報告書」をその繁殖処理の実施を証する書類を添付して速やかに協会（所属する組合経由）へ提出するとともに、当該牛の取扱いについて協会の指示に従うものとする。
（10）子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛の産子については、家畜改良増殖法に基づく家畜登録機関による子牛登録等を行うよう努めるものとする。また、肥育農家等が生産した肉用子牛は、当該肉用子牛を生産した肥育農家等に預託することはできない。
　なお、登録機関による子牛登録を行った牛については、子牛登録証は、速やかに協会（所属する組合経由）へ提出するものとする。
（11）協会は、預託牛全頭を金融機関へ担保提供することとしているので、協会の担保提供に協力するものとする。
　また、協会（所属する組合経由）から預託牛に係る債権の保全措置について指示があったとき及び協会（所属する組合を含む。）が現地確認を実施するときは、協会に協力するものとする。
（12）子取り用雌牛の預託の事業を実施している場合であって、肉用子牛等から子牛を生産した場合には、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく出生報告を行うとともに、産子の生年月日、性別、利用計画等について協会へ速やかに報告するものとする。
（13）預託牛を導入し、販売したとき及び預託牛が死亡したときは、速やかに家畜改良センターに届出を行うものとする。
（14）預託牛を販売するときは、事前に協会（所属する組合経由）と協議するものとする。

(15) 預託牛を販売したときは、「肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の販売報告書」を遅滞なく協会（所属する組合経由）に提出するものとする。

（預託事業手数料等）
第 20 条
1　預託事業手数料
（1）協会は、預託牛導入時及び販売時又は預託牛死亡時に以下の額（預託牛１頭当たり）を事業参加組合員から預託事業手数料（消費税込み）として徴収するものとする。
　なお、剰余金が生じた場合、協会は、払戻しの有無、方法等を検討するものとする。
ア　肉用子牛市場流通促進対策対象牛
（ア）肉専用種　：17,600 円（導入分 8,800 円、販売分 8,800 円）
（イ）交雑種　　：11,000 円（導入分 5,500 円、販売分 5,500 円）
（ウ）乳用種　　： 5,500 円（導入分 2,750 円、販売分 2,750 円）
イ　肉用子牛安定供給対策対象牛
（ア）肉専用種　　：導入分 8,800 円、販売分 8,800 円
（イ）肉専用種以外の品種：導入分 5,500 円、販売分 5,500 円
（2）預託事業手数料は、預託牛購入に伴う保証金等の請求書記載の支払期日及び預託牛購入費等精算書記載の期日に、事業参加組合員から徴収するものとする。
（3）協会は、事業参加組合員が預託事業手数料の納付を怠った場合は、納付期日に納付すべき額に対し納付期日の翌日から納付完了の日まで国が定める特例基準割合に年 7.3%を加算した延滞金を徴収することができるものとする。
2　預託金利
（1）協会は、預託牛販売時又は預託牛死亡時に事業参加組合員から、預託金利として預託牛購入日から預託牛の購入費の立替費用が精算される日までの期間に金融機関の借入金利と同率の割合を乗じた額を徴収するものとする。
　ただし、計算の結果が 1,000 円未満の場合は徴収を行わないことができる。
（2）預託利息は、預託債権精算書記載の精算日又は預託債権請求書記載の支払い期日に、事業参加組合員から徴収するものとする。
（3）協会は、事業参加組合員が預託利息の納付を怠った場合は、納付期日に納付すべき額に対し納付期日の翌日から納付完了の日まで国が定める特例基準割合に年 7.3%を加算した延滞金を徴収することができるものとする。
3　事業継続負担金
　協会は、預託牛購入時に事業参加組合員から、事業継続負担金として預託牛１頭当たり 2,000 円を徴収するものとする。
　なお、10 年後に残額がある場合、協会は、返還の有無、返還方法等を検討するものとする。
4　保証金
　協会は、第 16 条第５項（１）ないし（４）記載の預託債権の支払いを担保するため、預託牛購入時に事業参加組合員から、保証金として預託牛１頭当たり以下の額を徴収するものとする。
　なお、保証金は、預託債権精算時に返還するものとする。
　肉専用種：７万円
　交雑種　：４万円
　乳用種　：２万円

（預託事業の上限額の設定等）
第 21 条
　協会は、預託事業に係るリスクを軽減するため、以下の措置を講じるものとする。
（1）協会が立替払いを行う購入代金合計額の１預託先当たりの上限額を設定するものとする。

上限額は、5,000 万円とする。
ただし、審査委員会の答申に基づき会長が承諾した場合は、1 億円を上限として、承諾した額まで増額することができるものとする。

（２）協会が立替払いを行う購入代金の１頭当たりの上限額を以下のとおり設定するものとする。
肉専用種：75 万円
交雑種　：45 万円
乳用種　：25 万円

（３）事業参加組合員に問題が発生した場合や発生が予見された場合、事業参加組合員が所属する組合は、遅滞なく協会へ連絡するものとする。
この場合、協会の審査委員会等で対応策を検討するものとする。

（４）預託牛購入代金は、原則として協会から直接家畜市場へ送金を行うよう家畜市場と協議するものとする。

（５）肉用子牛等及び肉用雌子牛が生産した子牛の売却代金は、家畜市場又は食肉市場から直接、協会へ送金を行うよう家畜市場等と協議するものとする。

（事業促進費の支払い）

第 22 条　協会は、第６条第１項第３号に規定する最低限の預託期間を満たす肉用子牛市場流通促進対策事業の対象の肉用子牛等又は同４号に規定する肉用子牛安定供給対策事業の対象の肉用子牛等を対象として事業参加組合員に対し、（１）から（５）のいずれか遅い日あるいはその日以降に、事業促進費として以下に掲げる額を支払うものとする。

（１）肉用子牛等の預託予定期間終了後に第 16 条第４項第１文の支払をなす日
（２）契約を解除した後に第 16 条第４項第１文の支払をなす日
（３）肉用子牛等を販売した日
（４）肉用子牛等が死亡した日
（５）機構から肉用子牛等に係る補助金を交付された日

①　肉用子牛

種　類	単　価	種　類	単　価
黒毛和種(雄(去勢)) (若齢ＥＴ牛を含む)	18,000 円	交雑種 (初生牛を含む)	8,000 円
黒毛和種（雌） (若齢ＥＴ牛を含む)	9,000 円	乳用種 (初生牛を除く)	6,000 円
褐毛和種	13,000 円	乳用種(初生牛)	4,000 円
その他肉専用種	10,000 円		

②　繁殖用雌子牛

種　類	単　価	種　類	単　価
黒毛和種(若齢ＥＴ牛を含む)	37,000 円	その他肉専用種	32,000 円
褐毛和種	34,000 円	交雑種 (初生牛を含む)	23,000 円

③　経産牛

種　類	単　価	種　類	単　価
黒毛和種 (74 ケ月齢未満)	26,000 円	その他肉専用種 (74 ケ月齢未満)	22,000 円
黒毛和種	4,500 円	その他肉専用種	3,500 円

（74 ケ月齢以上）		（74 ケ月齢以上）	
褐毛和種 （74 ケ月齢未満）	24,000 円	交雑種 （74 ケ月齢未満）	18,000 円
褐毛和種 （74 ケ月齢以上）	4,000 円		

（業務の委託）

第 23 条　協会は、事業参加組合員が所属する組合と委託契約書（別紙４）を締結し、以下の業務の全部又は一部を委託することができるものとする。

（１）事業参加候補者の審査、適格者の協会への推薦

（２）事業参加組合員の肉用牛等導入計画・販売計画（年間）の取りまとめ、協会への報告

（３）事業参加組合員に対する購買員証明書の発行

（４）子牛登録証の保管

（５）事業参加組合員の個別（都度）の肉用牛等導入・販売状況の取りまとめ、協会への報告

（６）預託牛全頭の現物確認、対象農家全員の現地指導の実施及び協会への報告（原則として９月又は３月）

（７）協会が実施する事業参加組合員に対する現地調査への同行

（８）組合員の就農状況等調査

（９）その他預託事業に関連する事項

２　前項の規定にかかわらず、協会は、事業参加組合員が所属する組合と委託契約書（別紙４―２）を締結し、以下の業務の全部又は一部を委託することができるものとする。

（１）預託事業参加候補者の名称、住所、電話番号等の連絡、協会への推薦

（２）預託事業参加者の預託牛導入、販売等の連絡

（３）預託牛全頭の現物確認、対象農家全員の現地指導の実施及び協会への報告（原則として９月又は３月）

（４）協会が実施する預託事業参加組合員の現地確認の同行

３　委託料の支払い

（１）事業参加組合員が当該年度に導入した預託牛の全頭について販売等により第 16 条第４項第１文の支払を行ったとき、協会は、当該年度に導入した預託牛の全頭についての１の対価として委託料を支払うものとする。

（２）協会は、預託牛導入後において前項の組合から請求があったときは当該請求に基づき委託料の概算払いを行うことができるものとする。

　この場合、概算払い額は、次号の導入時の委託料を上限とする。

（３）委託費の額は、協会と該当組合とで協議し、組合毎に設定する。ただし、預託牛１頭当たり以下の額（消費税込み）を上限とする。

ア　第１項の委託料の上限

（ア）肉用子牛市場流通促進対策対象牛

肉専用種　：8,800 円（導入分 4,400 円、販売分 4,400 円）

交雑種　　：5,500 円（導入分 2,750 円、販売分 2,750 円）

乳用種　　：2,750 円（導入分 1,375 円、販売分 1,375 円）

（イ）肉用子牛安定供給対策対象牛

肉専用種　　：8,800 円（導入分 4,400 円、販売分 4,400 円）

肉専用種以外の品種：5,500 円（導入分 2,750 円、販売分 2.750 円）

イ　第２項の委託料の上限

（ア）肉用子牛市場流通促進対策対象牛

肉専用種　：4,400 円（導入分 2,200 円、販売分 2,200 円）

交雑種　　：2,750 円（導入分 1,375 円、販売分 1,375 円）

乳用種　　：1,375 円（導入分　687 円、販売分　688 円）

（イ）肉用子牛安定供給対策対象牛

肉専用種　　：導入分 2,200 円、販売分 2,200 円
肉専用種以外の品種：導入分 1,375 円、販売分 1,375 円

（預託事業の円滑な実施）
第 24 条　協会は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県との連携に努め、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第25条　事業の適正実施等
１　関係法令等の遵守
　協会は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法等の関係法令、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（肉用牛流通促進対策事業）及びこの実施規程（法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（別紙５）を含む。以下「関係法令等」という。）を遵守しなければならない。また、協会は、事業参加組合員に対して、これらの関係法令等を遵守させるものとする。
２　帳簿等の整備保管
　協会は、この事業に係る経理についてはその内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとするものとする。
　なお、預託牛について事業参加組合員に別添様式６号による「預託牛管理台帳」を作成し、当該預託牛の預託開始時預託期間終了時等にそれぞれ所定事項を記帳して管理するものとする。
３　前項の帳簿等の整備保管の期間は、この事業が終了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

４　会長は、この規程に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について、必要に応じ、事業参加組合員に対して調査し、又は報告を求めることができるものとする。
５　本実施規程等の制定、改正及び廃止
（１）本実施規程の制定、改正及び廃止については、理事会の議決を経て行う。
（２）前号の規定に関わらず、会長は、下記のいずれか一に該当する本実施規程の改正並びにこの事業の実施につき必要な事項の制定、改正及び廃止を行うことができるものとする。この場合、会長は審査委員会に諮るとともに、直近時に開催される理事会に報告するものとする。
　ア　事業参加組合又は事業参加者の事務負担又は経費負担が増加しない内容の改正
　イ　様式の追加、変更又は廃止
（３）第１号及び前号に関わらず、会長は、実施要綱の改正に伴う本実施規程の改正（第 22 条の事業促進費の変更を含む。）を行うことができるものとする。この場合、会長は直近時に開催される審査委員会に報告するものとする。

附　則（平成 29 年６月６日理事会承認）
　この規程は、平成 29 年６月６日から施行し、平成 29 年４月１日から適用する。

附　則（平成 30 年３月 16 日理事会承認）
　１　この規程は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
　２　前項に関わらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間に第 10 条第 1 項第 2 号の規定により購入した肉用子牛等に係る事業については、この実施規程による改正前の一般社団日本家畜商協会肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）実施規程（平成 29 年６月６日付け 29 日畜協第 101 号）の第 19 条第１項及び第 22 条第２項の規定は、なお、効力を有するものとする。

附　則（平成 30 年５月 30 日理事会承認）

1　この規程は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。
2　前項に関わらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間に第 10 条第 1 項第 2 号の規定により購入した肉用子牛等に係る事業については、この実施規程による改正前の一般社団日本家畜商協会肉用牛経営安定対策補完事業（肉用牛流通促進対策事業）実施規程（平成 29 年６月６日付け 29 日畜協第 101 号）の第３条の規定は、なお、効力を有するものとする。

附　則（平成 30 年 11 月 21 日審査委員会承認）
1　この規程は、審査委員会の承認のあった日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則（平成 31 年２月 13 日審査委員会承認）
1　この規程は、審査委員会の承認のあった日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則（平成 31 年３月 15 日理事会承認）
1　この規程は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

附　則（平成 31 年４月 10 日審査委員会承認）
1　この規程は、審査委員会の承認のあった日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

附　則（令和元年７月 31 日審査委員会承認）
1　この規程は、審査委員会の承認のあった日から施行し、令和元年７月８日から適用する。

附　則（令和元年 12 月４日理事会承認）
1　この規程は、理事会の承認のあった日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

附　則（令和２年４月 24 日審査委員会承認）
1　この規程は、審査委員会の承認のあった日から施行する。

附　則（令和２年 12 月 18 日理事会承認）
1　この規程は、理事会の承認のあった日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和３年３月 12 日理事会承認）
1　この規程は、理事会の承認のあった日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和３年６月３日理事会承認）
1　この規程は、理事会の承認のあった日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（別紙１）

預託事業参加承認申請書

番　　号
令和　年　月　日

一般社団法人　日本家畜商協会
会　長　　殿

（参加申込者）　住　所
氏　名　　㊞

今般、貴協会の預託事業の参加を承認願いたく、下記のとおり申請いたします。

記

預託限度額	円
預託牛購入開始予定日	令和　年　月　日
当該事業での肉用牛等 年間購入予定頭数	肉用仕向け：　　頭 繁殖仕向け：　　頭
販売代金の送金方法	例①
そ　の　他	

注）販売代金の送金方法は、以下の中から選択して右欄へ番号を記入してください。
①　食肉卸売市場等から直接協会へ送金
②　食肉卸売市場等から所属する組合経由で協会へ送金
③　食肉卸売市場等から出荷者（第三者）→参加申込者→所属する組合経由で協会へ送金
④　食肉卸売市場等から→参加申込者（出荷者）→所属する組合経由で協会へ送金
⑤　食肉卸売市場等から出荷者（第三者）→参加申込者経由で協会へ送金
⑥　食肉卸売市場等から参加申込者経由で協会へ送金

添付資料
１　所属する組合からの確約書（別添１）
２　所属する組合からの推薦書（別添２）
３　農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の規定に基づく認定農業者の証明書及び計画書の写し
４　肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱第４の１の（３）のカの登録生産者の証明書の写し
５　法人の場合は、直近３か年分の事業報告、貸借対照表、損益計算書、付属明細書
　個人の場合は、直近３か年分の税務申告書、源泉徴収票又は住民税通知書の写し

（別添１）

確　約　書

一般社団法人　日本家畜商協会　御中

当家畜商業協同組合は、当組合に所属する事業参加組合員及び預託牛の管理を厳正に実施することを確約します。

また、事業参加組合員が肉用子牛等の預託期間中に経営難等により、当該肉用子牛等の飼養が継続できないと認められる場合は、他の預託事業参加組合員に対し預託先の変更の働き掛けを行います。

令和　　年　　月　　日

住所

○○家畜商業協同組合

理事長　　㊞

添付資料

１　当該確約書に係る理事会議事録写し

注１.）確約書には、提出者に代位弁済義務を含まない。

注２.）事業参加組合員及び預託牛の管理は、以下の事項を内容とする。

１．事業参加組合員の預託牛導入状況、死亡等の事故状況、販売状況について協会へ連絡

２．事業参加組合員の経営状況の把握

３．事業参加組合員の預託牛飼養状況の確認、必要に応じ指導

４．事業組合員が、実施規程第 17 条に規定する「組合員の義務」を遵守していない事実を発見した場合は、遅滞なく協会へ連絡

５．事業組合員が、実施規程第 18 条第 1 項各号に規定する契約の解除事由に該当する事実を発見した場合は、遅滞なく協会へ連絡

６．事業組合員に経営上の問題が発生した場合や発生が予見される場合は、遅滞なく協会へ連絡

７．預託牛の頭数確認

８．預託牛の在庫頭数が協会作成の預託牛在庫状況表の頭数と差異がある場合は、その原因の把握と協会へ確認状況の連絡

（別添２）

推　薦　書

一般社団法人　日本家畜商協会　御中

下記の者の経営状況及び財務状況について当組合で審査した結果、健全と認められましたので、貴協会の肉用牛流通促進対策事業に参加することを推薦します。

（なお、同氏が当組合の所在する道府県以外の場所で協会の肉用牛流通促進対策事業対象牛を飼養することについて、当組合で認めていますので、念のため申し添えます。）

記

被推薦者　住所

　　氏名

令和　　年　　月　　日

○○家畜商業協同組合

理事長　　㊞

（注）

「なお書き」については、該当組合の理事会において、組合の所在する道府県以外の場所で協会の肉用牛流通促進対策事業対象牛を飼養することを承認している場合に限る（理事会議事録を添付）。

（別紙２）

預託事業参加承諾書

令和　年　月　日

事業参加組合員
氏名　　殿

一般社団法人　日本家畜商協会
会　　長　　㊞

令和　年　月　日付け　　号にて承認申請のありました預託事業の参加については、本日付けで下記１のとおり承諾します。
つきましては、令和　年　月　日までに下記２の書類を送付願います。

記

１　承諾する内容

預託限度額	円
預託牛購入開始予定日	令和　年　月　日
当該事業での肉用牛等 年間購入予定頭数	肉用仕向け：　　頭 繁殖仕向け：　　頭
販売代金の送金方法	
そ　の　他	

注）（　）内に品種名を記入すること。

２　提出書類
（１）肉用子牛等年間購入計画書（別添１）
（２）肥育農家調書（別添２）
（３）公益社団法人日本食肉格付協会に対する肉用牛枝肉情報全国データベースに係る同意書（別添３）
（４）独立行政法人家畜改良センターに対する飼養地情報の公表の同意書（別添４）
（５）協会が牛個体識別全国データベースを利用することについて独立行政法人家畜改良センターに対する同意書（別添５）

別添１　　肉用子牛等年間購入計画書

所属組合名：
参加申込者：住　所
氏　名
電話番号（携帯）：
ＦＡＸ番号：
メール番号：

肥育、繁殖、経産牛の別	品種		年4月	年5月	年6月	年7月	年8月	年9月	年10月	年11月	年12月	年1月	年2月	年3月	計
		頭数													
		借入額													
		頭数													
		借入額													
		頭数													
		借入額													
		頭数													
		借入額													
		頭数													
		借入額													
		頭数													
		借入額													
		頭数													
		借入額													

別添２

令和　　年度肉用牛流通促進対策事業肥育農家調書

住所：
氏名：

１　肥育農家

農家番号	認　定 農業者	契　約 生産者	取組内容		事業区分		備　考
			枝肉DB の同意	個体識別 DBの同意	肉用子牛 市場流通 促進対策	肉用子牛 安定供給 対策	

（注）１　認定農業者とは、「農業経営基盤強化促進法」（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項の規定に基づく認定を受けた者であり、登録生産者とは、「肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱」（平成 30 年 12 月 26 日 30 農畜機第 5251 号）第４の１の（３）のカの登録生産者のことである。それぞれの該当項目に○印を記入する。

２　取組内容は、肥育農家等が肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程に関する同意書の提出をする場合は「枝肉 DB の同意」に、牛個体識別全国データベースの飼養地情報の公表の同意書の提出をする場合は「個体識別 DB の同意」に○印を記入する。

３　事業区分は、「市場流通促進対策」は肉用子牛市場流通促進対策、「安定供給対策」は肉用子牛安定供給対策であり、それぞれ実施する事業に（両の事業を実施する場合は両方に）○印を記入する。

２　繁殖等計画（肉用子牛安定供給対策実施農家のみ該当。）

品種	繁殖処理方法			産子利用計画		公共牧場 利用計画		備　考
	人工 授精	受精卵 移植	その他	繁殖 仕向け	肥育 仕向け	有	無	
	頭	頭	頭	頭	頭			

（注）「公共牧場利用計画」が有の場合は、利用する公共牧場の名称、所在地（都道府県名及び市町村名）を備考欄又は別紙に記入し、当該公共牧場との預託（入牧）契約書（写）等を添付すること。

３　飼養頭数計画

品　種	前年度末頭数 （又は計画当初頭数）	本年度末頭数
Ａ：黒毛和種（雄（去勢）） （うち若齢ＥＴ牛） Ｂ：黒毛和種（雌） （うち若齢ＥＴ牛） Ｃ：褐毛和種 Ｄ：その他肉専用種 Ｅ：交雑種 Ｆ：乳用種 計	頭	頭

（注）この表には、預託する肥育農家等全体の品種別飼養頭数について記入する。

4　預託計画

品　種	肉用子牛市場 流通促進対策	肉用子牛安定 供給対策	飼養場所
	頭	頭	
うち子牛			
A：黒毛和種（雄（去勢））			
（うち若齢ＥＴ牛）			
B：黒毛和種（雌）			
（うち若齢ＥＴ牛）			
C　褐毛和種			
D　その他肉専用種			
E　交雑種	（　）	（　）	
（うち初生牛）		—	
F　乳用種	（　）	—	
（うち初生牛）			
うち経産牛	—		
G　黒毛和種			
（74 か月齢未満）	—		
H　黒毛和種			
（74 か月齢以上）	—		
I　褐毛和種			
（74 か月齢未満）	—		
J　褐毛和種			
（74 か月齢以上）	−		
K　その他肉専用種			
（74 か月齢未満）	—		
L　その他肉専用種			
（74 か月齢以上）	—		
M　交雑種			
計	—	（　）	
（うち経産牛）	（　）	—	
（うち初生牛）			
（うち若齢ＥＴ牛）			

（注）「飼養場所」は、都道府県名及び市町村名を記入する。（飼養場所が２ヵ所以上の場合は別段にし、該当市町村名は全て記入すること。）

別添３

肉用牛の枝肉情報全国データベースに係る同意書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人日本食肉格付協会会長　殿

【肥育者】
住　所（〒　　－　　）

氏名（名称）　　印
電話番号

【所有者】
住　所（〒　　－　　）

氏名（名称）　　印
電話番号

肉用牛改良の増進、繁殖農家や肥育農家の経営改善・技術改善等に活用するため、「肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程」、「褐毛和種枝肉情報全国データベース利用規程」及び「日本短角種枝肉情報全国データベース利用規程」に基づいて、データベースの適切な運用及び蓄積されている情報の適切な提供が行われる場合、

（１．肥育者）
　私は、肥育した肥育牛の枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報）を提供することについて同意します。

（２．当該肥育牛について、肥育者と所有者が異なる場合の所有者）
　出荷時において私が所有する肥育牛の枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報）を提供することについて同意します。

肉用牛の枝肉情報全国データベースに係る同意書

記入日令和　　年　　月　　日

公益社団法人日本食肉格付協会会長　殿

担当者名

出荷者（団体）名
出荷者（団体）住所
出荷者（団体）電話番号

「肉用牛枝肉情報全国データベース利用規程」、「褐毛和種枝肉情報全国データベース利用規程」及び「日本短角種枝肉情報全国データベース利用規程」に基づいて、データベースの適切に運用される場合、私が肥育若しくは所有する肥育牛の枝肉情報を提供することについて同意します。

No.		農家コード（電話番号）	住所（漢字）	農家名（漢字）	上記利用規程に基づいて	印	備考
1	肥育者				私が出荷した肥育牛の枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報）を提供することについて同意します。		
	所有者				私が所有する肥育牛の枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報）を提供することについて同意します。		
2	肥育者				私が出荷した肥育牛の枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報）を提供することについて同意します。		
	所有者				私が所有する肥育牛の枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報）を提供することについて同意します。		
3	肥育者				私が出荷した肥育牛の枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報）を提供することについて同意します。		
	所有者				私が所有する肥育牛の枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報）を提供することについて同意します。		
4	肥育者				私が出荷した肥育牛の枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報）を提供することについて同意します。		
	所有者				私が所有する肥育牛の枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報）を提供することについて同意します。		

別添４
（第２条第１項関係）

飼養地情報の公表の同意書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人家畜改良センター理事長　殿

氏名又は名称（代表者を含む。）　　印
住所

管理者等
コード番号

独立行政法人家畜改良センターが管理している牛個体識別全国データベースに記載されている情報のうち、私の氏名又は名称及び飼養施設の所在地に係る情報について、インターネット等による公表に同意します。

連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号、Ｅメールアドレス）

別添５

同　　意　　書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人家畜改良センター理事長　殿

同意管理者
氏名又は名称　　印
住所又は所在地

管理者等
コード番号　└┴┴┴┴┴┴┴┴┴┴┘

私は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」第４条第三号の規定により、下記１の利用者が、下記２の利用目的のため、家畜改良センターより、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第72号）第６条に係る私の情報を取得することに同意します。

記

１　利用者
・氏名又は名称　一般社団法人日本家畜商協会
・住所又は所在地　東京都中央区新川２－６－１６

２　利用目的
一般社団法人日本家畜商協会の肉用牛流通促進対策事業（家畜商協会が作成した預託対象牛の　明細表に記載された肉用牛等の個体識別番号と貴センターの牛個体識別データとの照合を行い、その結果を当該事業参加組合員が所属する家畜商業協同組合及び金融機関へ報告する等の事業）を利用することにより、同意管理者が組合員となっている家畜商業協同組合が会員となっている家畜商協会が肉用牛等購入資金を円滑に借り入れ出来るようになり、これにより同意管理者の肉用牛経営の拡大が図れる。

３　その他
利用期間は、一般社団法人日本家畜商協会の肉用牛流通促進対策事業に参加している間
独自農家コード　０４○○○○○（一般社団法人日本家畜商協会）

（別紙３）

肉用牛流通促進対策事業預託契約書

一般社団法人日本家畜商協会(以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。)は、一般社団法人日本家畜商協会肉用牛流通促進対策事業実施規程（以下「実施規程」という。）に基づいて、甲が実施規程第７条第２項の肉用子牛及び同条第３項の経産牛(以下「肉用子牛等」という。）を導入し、乙に事業対象の肉用子牛等（子取り用雌牛が生産した子牛（以下「成果物」という。）を含めて、以下「預託牛」という。）を供給するに当たり、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（肉用子牛等の選定及び購入）

第１条　甲は、事業の対象となる肉用子牛等の選定及び購入に当たっては、甲自ら実施することを原則とするが、次により乙に委任して実施することができるものとする。

（１）甲は、必要に応じて購買員証明書（別添様式１）（所属する組合経由）を発行するものとする。

（２）甲から委任を受けた乙は、事業の対象となる肉用子牛等を選定・購入したときは、甲（所属する組合経由）に対し、速やかに市場購買伝票、子牛登録証明書等を添付して肉用子牛預託事業依頼書（別添様式２）を提出するものとする。

（預託牛の供給）

第２条　甲は乙に対して、預託牛購入費等の精算を以下のいずれかの時点（以下「販売等の時点」という。）まで猶予し、当該預託牛の所有権をその時点まで甲に留保することを条件として、乙に対し預託牛を供給する。

（１）肉用子牛市場流通促進対策対象牛

ア　肉用子牛等預託予定期間（協会と事業参加組合員との間の肉用子牛等預託事業依頼書・同承諾書で合意され、あるいはその後延長された預託予定期間を言う。以下、同じ。）が終了した後、第 12 条第４項の支払がなされる日

イ　契約を解除した後、第 12 条第４項の支払がなされる日

ウ　預託牛を販売したとき

エ　預託牛が死亡したとき

オ　肉用子牛安定供給対策対象から肉用子牛市場流通促進対策対象へ仕向け変更した預託牛を販売したとき

カ　肉用子牛安定供給対策対象から肉用子牛市場流通促進対策対象へ仕向け変更した預託牛が死亡したとき

（２）肉用子牛安定供給対策対象牛

ア　肉用子牛等預託予定期間が終了した後、第 12 条第４項の支払がなされる日

イ　契約を解除した後、第 12 条第４項の支払がなされる日

ウ　預託牛を販売したとき

エ　預託牛（ただし、成果物を除く。）が死亡したとき

２　甲が預託牛を供給した場合、乙は甲の肉用子牛等預託事業承諾書（別添様式３）に基づき以下の金額を同承諾書の別添「預託牛購入に伴う保証金等の請求書」に記載された支払期日までに支払うものとする。

（１）事業継続負担金

預託事業を継続的に実施できるようにするためのものであり、預託牛１頭当り 2,000 円。

なお、10 年後に残額がある場合、協会は、返還の有無、返還方法等を検討する。

（２）保証金

預託牛購入費等預託債権の支払いを担保するものであり、預託牛１頭当り以下の額。

なお、保証金は、預託債権精算時に返還するものとする。

肉専用種：７万円
交雑種　：４万円
乳用種　：２万円

（１） 預託牛購入費の１頭当りの上限額を超える金額
協会が立替払いを行う預託牛購入費の１頭当りの上限額は以下のとおりとしている。
この額を超えるときは、超える部分の金額
肉専用種：75 万円
交雑種　：45 万円
乳用種　：25 万円

（所有権の留保）
第３条　甲は、第２条の供給により乙に対して有する債権の担保として、乙の販売等の時点まで預託牛の乙への所有権移転を留保する。
２　甲は前項の所有権移転を留保している期間において預託牛を金融機関へ担保提供できるものとする。なお、乙は、甲の担保提供に協力するものとする。
３　肉用子牛市場流通促進対策事業預託牛の所有権は、甲と乙が預託牛の販売等の日の前日までに協議し、乙が預託牛の販売等の後、甲にすみやかに債務を返済することを条件として、乙が第２条の預託牛の販売等の直前に、その所有権を乙に移転するものとする。
４　肉用子牛安定供給対策事業預託牛の所有権は、当該預託牛が目的を達成して当該預託牛又は当該預託牛が生産した肉用子牛を販売する直前に乙に移転するものとする。
５　預託予定期間が終了したときの対象預託牛の所有権は、預託予定期間が終了した後に第 12 条第４項の支払がなされた日に、契約を解除したときの対象預託牛の所有権は、契約解除の後に第 12 条第４項の支払がなされた日に、それぞれ乙に所有権が移転するものとする。

（預託牛の引渡し等）
第４条　甲は、購入した預託牛を購入日に乙に引き渡すものとする。
２　預託牛の購入に要する経費は、甲において支払う。
３　乙は、預託牛の引き取りに要する経費を負担する。
４　甲は、預託牛を金融機関へ担保提供し資金調達を行うものとする。
このため、甲、乙及び金融機関との間で、動産担保譲渡権設定契約及び指図による占有移転等に関わる合意書を締結するものとする。

（債権の範囲）
第５条　甲の乙に対する債権の範囲は次のとおりとする。
（１）肉用子牛等購入立替費用（甲の手数料、諸経費を含む。）
（２）（１）に係る利子

（利息の計算）
第６条　前条の利子は、甲が定める利率及び預託牛を供給した日から当該預託牛購入代金が乙から甲に返済される日又は甲が指定した日までの日数により計算する。

（預託期間）
第７条　肉用子牛等の預託期間は、次のとおりとする。
（１）実施規程第２条の（１）肉用子牛市場流通促進対策の事業にあっては、肉用子牛を預託してから販売するまでの期間とし、品種の特性を考慮した以下の期間とする（最低８か月間以上（交雑種及び乳用種の初生牛並びに受精卵移植により生産された６か月未満のもの（以下「若齢ＥＴ牛」という。）にあっては、最低 14 か月間以上））。

品　種	預託期間
①　黒毛和種（雄（去勢）） （若齢ＥＴ牛を含む）	８か月間以上 （若齢ＥＴ牛は 14 か月間以上）
②　黒毛和種（雌） （若齢ＥＴ牛を含む）	８か月間以上 （若齢ＥＴ牛は 14 か月間以上）
③　褐毛和種	８か月間以上
④　その他肉専用種	８か月間以上
⑤　交雑種（初生牛（生後２か月齢未満のものをいう。以下同じ。）を含む）	８か月間以上 （初生牛は14か月間以上）
⑥ 乳用種（初生牛）	14 か月間以上
⑦ 乳用種（初生牛を除く）	８か月間以上

（２）実施規程第２条の（２）肉用子牛安定供給対策の事業にあっては、肉用子牛等を預託してから、子牛を生産し、債権を精算するまでの期間を預託期間とする。なお、預託期間は、原則として 60 か月を超えない期間とする。

（債権の保全）

第８条　乙は、甲から乙に預託牛の所有権が移転される前に、甲から引渡しを受けた預託牛を第三者に譲渡または担保として提供することはできない。

２　乙は、甲の指示するところに従い、当該預託牛の固有の番号（又は個体識別番号）及び当該預託牛が甲の所有物件である旨を表示した表示板を農場内に掲示するなどにより、甲の債権の存在を第三者に明示するものとする。

３　乙は、当該預託牛につき第三者がその占有、又は甲の所有権などを犯す虞れがある場合、及び第三者により差押え、仮差押え、仮処分を受け、又は受ける虞れがある場合には、遅滞なくその旨を甲に通知し、甲の債権の保全に努めなければならない。

（期中管理）

第９条　甲は、預託事業の適正実施のため、以下の事項を実施し、乙は甲に協力するものとする。

（１）乙から所得税申告書、事業報告書等を徴求し、経営状況や財務状況を把握

（２）預託牛の在庫状況について原則として９月又は３月に現物確認の実施

（３）年１回以上乙の状況確認の実施

（肉用子牛等預託内容の変更）

第 10 条　乙は、肉用子牛等預託内容を変更（事業対象牛の預託予定期間延長に限る。）しようとする場合は、遅滞なく肉用子牛等預託内容変更依頼書（別紙様式４）（所属する組合経由）を甲に提出するものとする。

２　甲は、乙から提出された肉用子牛等預託内容変更依頼書を審査し、肉用子牛等預託内容の変更の承諾を決定したときは、乙に対し肉用子牛等預託内容変更承諾書（別紙様式５）を交付するものとする。

（契約の解除等）

第 11 条　甲及び乙は、預託期間中、一方的に契約を解除することができないものとする。

ただし、甲は、次に掲げる場合には、契約期間中であっても、この契約を解除することができるものとする。

（１）乙が経営難等により、肉用子牛等の飼養が継続できないと認められる場合

（２）乙が預託契約書の各条項に違反した場合

（３）乙の死亡又はその他重大な事故等により、肉用子牛等を飼養することが困難であることが明らかな場合

（４）乙（乙が団体の場合は、代表者及び役員を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合

２　契約解除された乙又は乙の相続人は、当該預託牛の飼養管理に要した一切の費用を甲に請求できないものとする。

また、契約解除された乙又は乙の相続人は、当該預託牛を直ちに甲に引き渡さなければならない。

３　前項の規定による預託牛の引き渡しが遅延した場合において、甲が請求したときは、乙は、乙の飼養する甲の預託牛以外の肉用子牛等について担保権を設定しなければならない。

（預託牛の販売等及び債権・債務の精算等）

第 12 条　預託牛を販売しようとするとき乙（所属する組合経由）は、原則として事前に甲と協議するものとする。

また、乙は預託牛の販売代金が食肉市場等（食肉卸売市場及び家畜市場を言う。以下同じ。）、所属する組合等から甲へ送金されることについて承諾するものとする。

なお、預託牛を販売したとき、乙は、預託牛販売代金を以下のいずれか一の方法により甲へ支払うものとする。

（１）食肉卸売市場等から直接甲へ送金

（２）食肉卸売市場等から所属する組合経由で甲へ送金

（３）審査委員会の答申に基づき会長が承諾した方法により乙等から甲へ送金

２　預託牛を販売したとき乙は、遅滞なく甲（所属する組合経由）に報告（別添様式７）するものとする。

３　預託牛が死亡したとき、乙は、速やかに甲（所属する組合経由）に報告（別添様式６）するものとする。

４　乙が甲と協議の上預託牛を販売したとき、又は預託牛が死亡したとき、預託予定期間が終了したとき、又は契約を解除したとき甲は、乙に対する債権の精算を行うとともに、乙の甲に対する支払額を決定して乙に「預託牛購入費等精算書」（別添様式８）を交付するものとし、乙は、これに基づき甲の指示する方法により甲に支払うものとする。

５　前項の支払額は、１頭ごとに次の（１）ないし（４）の合計額から（５）及び（６）の合計額を控除した金額とする。

（１）肉用子牛等購入立替費用

（２）（１）に係る利子

（３）甲の手数料相当額

（４）その他諸経費（該当する費用等がある場合）

（５）別表の１頭当たりの控除金額

（６）第２条第２項（２）の保証金

（損益の帰属）

第 13 条　預託牛の飼養管理及び販売に伴う損益は、乙に帰属するものとする。

（善管注意義務及び飼養管理）

第 14 条　乙は、甲の占有代理人となって、預託牛を、事業の目的及び甲の指示するところに従い、かつ、常に善良な管理者の注意をもって飼養管理するものとする。

２　乙は、預託牛を原則として乙が所属する組合の道府県内で飼養するものとする。

３　乙は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成 15 年法律第 72 号）を順守し、個体識別のための耳標の装着の確認、各種届出を実施するものとする。

４　肉用子牛等を選定・購入しようとするときは、事前に甲（所属する組合経由）に対し協議するものとする。

５　乙は、甲から委任を受けた上、事業の対象となる肉用子牛等を選定・購入した場合は、速やかに肉用子牛等預託事業依頼書（別添様式２）を市場購買伝票、子牛登

録証明書等を添付して甲（所属する組合経由）に提出するものとする。
6　乙は、預託を受けた肉用子牛等を、他の肥育農家等に再預託してはならない。
7　乙は、飼養期間中、預託牛に死亡、疾病、盗難、遺失、その他重大な事故があった場合、並びに甲の権利を害する行為を受け、又は受ける虞れがある場合には、速やかに甲に「肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の事故報告書」（別添様式６）を提出するとともに、当該預託牛の取扱いについて甲の指示に従わなければならない。
8　乙は、次に掲げる場合には、それぞれに掲げる区分に応じた書類を、前項による報告から遅滞なく甲に提出するものとする。
（１）盗難、遺失の場合……所轄の警察署に届出した証明書
（２）死亡、疾病の場合……獣医師の診断書
（３）その他重大な事故が発生した場合……事故を証明するため甲が指定した書類
9　乙は、子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛については、繁殖処理（人工授精又は受精卵移植等をいう。以下同じ。）を実施し、１産以上の肉用子牛を生産するとともに、預託期間中の肉用子牛等及びその産子の善良な飼養管理を行うものとする。
　なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しなかった場合は、「肉用牛流通促進対策事業仕向けの変更報告書」（別添様式繁殖１）をその繁殖処理の実施を証する書類を添付し速やかに甲（所属する組合経由）に提出しなければならない。
10　乙は、子取り用雌牛として預託を受けた経産牛について、繁殖処理を実施し、１産以上の肉用子牛を生産すること。なお、繁殖処理を行ったにもかかわらず受胎しなかった場合は、「肉用牛流通促進対策事業に係る繁殖雌牛の処分報告書」（別添様式繁殖２）をその繁殖処理の実施を証する書類を添付して速やかに甲（所属する組合経由）に提出するとともに、当該牛の取扱いについて甲の指示に従わなければならない。
11　乙は、子取り用雌牛として預託を受けた肉用子牛等の産子について、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づく家畜登録機関による子牛登録等を行うよう努めること。
　また、肥育農家等が生産した肉用子牛は、当該肉用子牛を生産した肥育農家等に預託することはできない。
　なお、登録機関による子牛登録を行った牛については、子牛登録証は、速やかに協会（所属する組合経由）へ提出するものとする。
12　甲は、預託牛全頭を金融機関へ担保提供することとしているため、乙は甲の担保提供に協力するものとする。
　また、甲（所属する組合経由）から預託牛に係る債権の保全措置について指示があったとき及び甲（所属する組合を含む。）が現地確認を実施するときは、協会に協力するものとする。
13　乙は、肉用子牛安定供給対策の事業を実施している場合であって、肉用子牛等から子牛を生産した場合には、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づく出生報告を行うとともに、産子の生年月日、性別、利用計画等について甲へ速やかに報告するものとする。
14　乙は、預託牛を導入し、販売したとき及び預託牛が死亡したときは、速やかに家畜改良センターに届出を行うものとする。
15　乙は、預託牛を販売する場合は、原則として事前に甲（所属する組合経由）と協議するものとする。
16　乙は、預託牛を販売したときは、「肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の販売報告書」（別添様式７）を遅滞なく甲（所属する組合経由）に提出するものとする。

（契約の期間）
第 15 条　本契約の期間は、本契約締結日から第 10 条第３項に規定する債権の精算が完了した日までとする。

（関係法令の遵守）
第 16 条　乙は、甲の指導を受け、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法等の関係法令、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（肉用牛流通促進対策事業）、この実施規程（法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準を含む。）を遵守するものとする。

（その他）
第 17 条　本契約について疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項については、甲乙が誠意を持って協議決定し、その解決に努めるものとする。

本契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名捺印の上それぞれ１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

（甲）住　所　東京都中央区新川２－６－１６
名　称　一般社団法人日本家畜商協会
代表者　会長　　印
（乙）住　所
氏　名　　印

別表

事業区分・肥育素牛品種区分	１頭当たり 控除金額
ア　実施規程第２条の（１）肉用子牛市場流通促進対策事業の肥育素牛	
①　黒毛和種（雄（去勢））（若齢ＥＴ牛を含む）	18,000 円
②　黒毛和種（雌）（若齢ＥＴ牛を含む）	9,000 円
③　褐毛和種	13,000 円
④　その他肉専用種	10,000 円
⑤　交雑種（初生牛含む）	8,000 円
⑥　乳用種（初生牛）	4,000 円
⑦　乳用種（初生牛を除く）	6,000 円
イ　実施規程第２条の（２）肉用子牛安定供給対策事業のうち雌子牛	
①　黒毛和種（若齢ＥＴ牛を含む）	37,000 円
②　褐毛和種	34,000 円
③　その他肉専用種	32,000 円
④　交雑種（初生牛含む）	23,000 円
ウ　実施規程第２条の（２）肉用子牛安定供給対策事業のうち経産牛（妊娠牛を含む。）	
①　黒毛和種　（74 か月齢未満）	26,000 円
②　黒毛和種　（74 か月齢以上）	4,500 円
③　褐毛和種　（74 か月齢未満）	24,000 円
④　褐毛和種　（74 か月齢以上）	4,000 円
⑤　その他肉専用種（74 か月齢未満）	22,000 円
⑥　その他肉専用種（74 か月齢以上）	3,500 円
⑦　交雑種　（74 か月齢未満）	18,000 円

（別添様式１）

肉用子牛等の購買員証明書（例）

家畜市場開設者　殿

（委任者）住　所　　東京都中央区新川２－６－１６
氏　名　　一般社団法人日本家畜商協会
会長　○　○　○　○
上記代行者
住　所
氏　名　　○○家畜商業協同組合
理事長　○　○　○　○　　印

（受任者）住　所
氏　名

一般社団法人日本家畜商協会は、令和○○年度の肉用牛流通促進対策事業において、当該事業対象肉用子牛等の選定・購入を上記の受任者に委任する。

貴殿の開催する家畜市場において、下記により事業対象肉用子牛等の選定・購入を行うことを承認頂き、また、その購入代金（諸経費を含む。）については、一般社団法人日本家畜商協会が支払を行うので、当該請求書を送付願いたい。

記

１　購買承認期間

２　購買限度額

３　家畜市場名

（別添様式２）

肉用子牛等預託事業依頼書

令和　年　月　日

一般社団法人　日本家畜商協会
会　長　　殿

所属組合名：　　家畜商業協同組合

所在地
（組合員）氏　名

今般、下記につき貴協会の預託事業の利用を承認願いたく、依頼いたします。
預託事業の実施に当たっては、貴協会の肉用牛流通促進対策事業実施規程等の定めるところに従い、必ずその義務を履行いたします。

記

預託牛導入状況	別添「市場購買伝票の写し」のとおり
預託予定期間	令和　年　月　日～令和　年　月　日
肉用子牛等購入頭数	肥　育：　　頭 繁　殖：　　頭 経産牛：　　頭
その他	

保証金等の支払予定日：令和　年　月　日

添付資料
市場購買伝票の写し
子牛登録証明書

（別添様式３）

肉用子牛等預託事業承諾書

預託番号	

預　託　金　額	円
預託予定期間	令和　年　月　日～令和　年　月　日
肉用牛購入頭数	肥　育：　　頭 繁　殖：　　頭 経産牛：　　頭
預　託　金　利	％
そ　の　他	

（注）預託金額とは、肉用子牛等購入立替費用のことを言う。以下同じ。

令和　年　月　日付けでご依頼のあった預託事業については、上記により承諾致します。

ついては、別添「預託牛購入に伴う保証金等の請求書」に基づき、期日までに保証金等をお支払方お願い致します。

令和　　年　　月　　日

住　所
（組合員）　氏　名　　殿

一般社団法人　日本家畜商協会
会　長　　㊞

（別添）

令和　年　月　日

住　所
氏　名　　殿

東京都中央区新川２－６－１６
一般社団法人日本家畜商協会
会　長　　印

預託牛購入に伴う保証金等の請求書

令和　年　月　日付けで承諾した預託事業に係る保証金等について、下記により、支払いされたく請求いたします。

記

１　請求額
預託番号：

家畜の種類	肥育、繁殖、経産牛の別	家畜市場名	預託牛購入日	個体識別番号	購入金額	預託金額	請求額				
							上限額を超える金額	保証金	事業継続担保負金	預託事業手数料	計
合計											

２　支払期日
令和　年　月　日

３　支払先の口座番号等
（１）金融機関名
（２）預金の種類
（３）名義人
（４）口座番号

（別添様式４）

肉用子牛等預託内容変更依頼書

令和　年　月　日

一般社団法人　日本家畜商協会
会　長　　殿

所属組合名：　　家畜商業協同組合
所在地
（組合員）氏　名

今般、下記貴協会預託事業について、下記事由により当初の預託内容を変更願いたく、依頼いたします。

記

変更事項	変更前の表示	変更後の表示
預託期日の延長	令和　年　月　日	令和　年　月　日
期日延長対象牛の個体識別番号		
理　由	預託牛全頭を預託予定期間内に売却できなかったため。	

（別添様式４の参考資料）
（注：所属組合で作成し、協会へ送付していただく資料）

肉用子牛等預託内容変更依頼書の参考資料

一般社団法人日本家畜商協会　御中

所属組合名　　印

令和　年　月　日付け肉用子牛等預託内容変更依頼書の預託牛導入日等は下表のとおりです。

預託事業参加名：

預　託 番　号	個体識 別番号	預託牛 導入日	延長後の 預託期日	預　託 金　額	備考

（別添様式５）

肉用子牛等預託内容変更承諾書

預託開始年月日	令和　年　月　日	預託番号	

当初の預託金額	変更前	変更後
円	円	円
変更事項	変更前の表示	変更後の表示
変更対象牛の個体識別番号		
理由		

令和　年　月　日付けでご依頼のあった肉用子牛等預託内容の変更については、上記のとおり承諾致します。

令和　年　月　日

所在地
（組合員）氏　名　　㊞

一般社団法人　日本家畜商協会
会　　長　　㊞

（別添様式６）

肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の事故報告書

令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
会長　○○　○○　殿

預託事業参加者　所属組合名
住　所
氏　名

このことについて、下記のとおり事故が発生したので、肉用牛流通促進対策事業預託契約書第 14 条第 7 項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

１　事故牛

①　個体識別番号	
②　事故発生日	令和　年　月　日

２．事故の内容

３　精算予定日：令和　年　月　日
４　添付書類
獣医師診断書等

（注）１．肉用子牛等を導入した年度内に死亡した場合は、預託牛から除外されるため、獣医師診断書の添付は不要です。
２．肉用子牛安定供給対策で導入した繁殖用雌子牛の繁殖供用の中止に係る事故報告の場合には、繁殖供用が困難であることが確認できる資料を添付してください。

（別添様式６の参考資料）
（注：所属組合で作成し、協会へ送付していただく資料）

肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の事故報告書の参考資料

一般社団法人日本家畜商協会　御中

所属組合名　　印

令和　年　月　日付け肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の事故報告書の預託牛導入日等は下表のとおりです。

預託事業参加名：

預　託 番　号	個体識 別番号	預託牛 導入日	預託牛 死亡日	精　算 予定日	備考

（別添様式７）

肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の販売報告書

令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
会長　○○　○○　殿

預託事業参加者　所属組合名
住　所
氏　名

私は、令和　年度貴協会と締結した肉用牛流通促進対策事業預託契約書に基づいて、令和　年　月　日に引き渡しを受けた肉用子牛等（預託牛）については、下記のとおり販売したので報告します。

記

１　預託牛販売状況
別添「市場販売伝票の写し」のとおり

２　精算予定日
令和　年　月　日

添付資料
市場販売伝票の写し

（別添様式７の参考資料）
（注：所属組合で作成し、協会へ送付していただく資料）

肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の販売報告書の参考資料

一般社団法人日本家畜商協会　御中

所属組合名　　印

令和　年　月　日付け肉用牛流通促進対策事業に係る預託牛の販売報告書の預託牛導入日等は下表のとおりです。

預託事業参加名：

預　託 番　号	個体識 別番号	預託牛 導入日	預託牛 販売日	精　算 予定日	備考
計					

（別添様式８）

令和　年　月　日

住　所
氏　名　　殿

東京都中央区新川２－６－１６
一般社団法人日本家畜商協会
会　　長　　印

預託牛購入費等精算書

預託牛購入費等について、下記により、精算いたします。
なお、精算額は、下記２．の精算日に支払いますので、受領願います。

記

１．支払額
　　円（明細は別添「精算等明細表」のとおり。

２.支払期日
　令和　年　月　日

別添

精算等明細表

預託事業参加者：
（精算番号：　　）

預託番号	品種	性別	個体識別番号	預託日	販売日	精算日	預託日数	加算額					控除額					精算額（請求額）①－②	備考
								売却代金協会入金額	事業促進費	保証金	その他	計①	預託金額	預託利息	協会手数料	その他立替金	計②		
		合計																	

（別添様式繁殖１）

肉用牛流通促進対策事業に係る仕向けの変更報告書

令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
　　会長　○○　○○　殿

預託事業参加者　所属組合名
住　所
氏　名

このことについて、下記のとおり仕向けを変更したので、肉用牛流通促進対策事業預託契約書第 14 条第 9 項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

１　対象牛

①　個体識別番号	
②　仕向け変更日	令和　年　月　日

２．理由

３　添付書類
繁殖処理の実施を証する書類（獣医師診断書、授精証明書等）

（別添様式繁殖１の参考資料）
（注：所属組合で作成し、協会へ送付していただく資料）

肉用牛流通促進対策事業に係る仕向けの変更報告書の参考資料

一般社団法人日本家畜商協会　御中

所属組合名　　印

令和　年　月　日付け肉用牛流通促進対策事業に係る仕向けの変更報告書の預託牛導入日等は下表のとおりです。

預託事業参加名：

預託番号	個体識別番号	預託牛導入日	仕向け変更日	備考
計				

（別添様式繁殖２）

肉用牛流通促進対策事業に係る繁殖雌牛の処分報告書

令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
会長　○○　○○　殿

預託事業参加者　所属組合名
住　所
氏　名

このことについて、下記のとおり繁殖雌牛の処分仕向けを変更したので、肉用牛流通促進対策事業預託契約書第 14 条第 10 項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

１　対象牛

①　個体識別番号	
②　処分事由発生日	令和　年　月　日

２．理由

３　添付書類
繁殖処理の実施を証する書類（獣医師診断書、授精証明書等）

（別添様式繁殖２の参考資料）
（注：所属組合で作成し、協会へ送付していただく資料）

肉用牛流通促進対策事業に係る繁殖雌牛の処分報告書の参考資料

一般社団法人日本家畜商協会　御中

所属組合名　　印

令和　年　月　日付け肉用牛流通促進対策事業に係る繁殖雌牛の処分報告書の預託牛導入日等は下表のとおりです。

預託事業参加名：

預託番号	個体識別番号	預託牛導入日	処分事由発生日	備考
計				

（別紙４）

肉用牛流通促進対策委託事業委託契約書

一般社団法人日本家畜商協会　会長　　（以下「甲」という。）と受託者　　（以下「乙」という。）とは、肉用牛流通促進対策事業実施規程（以下「実施規程」という。）に基づき、次のとおり委託契約を締結するものとする。

（趣旨）

第１条　この委託契約は、甲が実施する肉用牛流通促進対策事業（以下「預託事業」という。）を円滑に実施するため、甲が、乙に、預託事業の一部を委託して実施する場合においての基本事項を定め、もって事業の適正な運営に資することを目的とする。

（事業の委託）

第２条　甲は乙に対し、実施規程第 23 条第１項に規定する業務（以下「委託事業」という。）の全部又は一部を委託するものとする。

（１）預託事業参加候補者の審査及び適格者の甲への推薦
（２）預託事業参加者（以下「丙」という。）の肉用牛等導入計画・販売計画（年間）の取りまとめ、甲への報告
（３）丙に対する購買員証明書の発行
（４）子牛登録証の保管
（５）丙の個別（都度）の肉用牛等導入・販売状況の取りまとめ、甲への報告
（６）預託牛全頭の現物確認、対象農家全員の現地指導の実施及び甲への報告（原則として９月又は３月）
（７）甲が実施する丙に対する現地調査への同行
（８）組合員の就農状況等調査
（９）その他預託事業に関連する事項

（委託事業の内容）

第３条　甲が乙に対し委託する業務の内容及び当該事業に要する経費（以下「委託費」という。）の配分は、「肉用牛流通促進対策委託事業実施計画書」（以下「委託事業実施計画」という。）（別紙様式第１号）のとおりとする。

２　乙は、委託事業を前項の委託事業実施計画に従い実施しなければならない。

（委託事業の内容の変更）

第４条　乙は、前条の委託事業の内容について、委託事業の中止又は廃止をしようとするときは、委託事業変更承認申請書（別紙様式第２号）を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

２　甲は、１の承認をするときは、条件を付すことができるものとする。

（委託事業に係る経費の内容）

第５条　委託事業に係る経費の内容は、別表のとおりとする。

（委託事業の実施期限）

第６条　乙は、委託事業を令和　　年　　月　　日までに完了するものとする。

（契約期間）

第７条　本契約の有効期間は、令和　年　月　日から委託費の精算払いが完了する日までとする。

（委託費の限度額）

第８条　委託費の限度額は、金　　円（消費税を含む。）とする。

（委託費の支払い）
第９条　甲は、乙が実施規程及び本契約の定めるところに従い委託事業を実施し、委託事業に要した経費の額が確定したときは、第８条の限度額の範囲内で委託費を乙に支払うものとする。
　ただし、甲は、乙が所期の目的を達しなかったと認めたときは、委託費を減額することができるものとする。
２　委託費の概算払い
　甲は、預託牛導入後において第８条の限度額の５０％を限度として概算払をすることができるものとする。乙は、委託費の概算払を請求する場合には、概算払請求書（別紙様式第３号）を甲に提出するものとする。

（実績報告）
第 10 条　乙は、委託事業が完了した日（委託事業対象牛を全頭販売した日）から起算して１ヵ月を経過した日までに、委託事業の実績報告書（別紙様式第４号）により関係証拠書類を添えて甲に提出するものとする。
２　乙は、第２条の（６）の預託牛の現物確認、対象農家の現地指導を実施した日から起算して１ヵ月を経過した日までに、実施結果報告書（別紙様式第５号）により関係証拠書類を添えて甲に提出するものとする。
３　乙は、第２条の（８）の組合員の就農状況等調査を実施した日から起算して１ヵ月を経過した日までに、調査結果報告書（別紙様式第６号）により甲に提出するものとする。

（委託費の額の確定及び精算払い）
第 11 条　甲は、前条の規定により、乙から委託事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、委託費の額を確定の上、精算払をするものとする。
２　１の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第７条に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

（契約の解除）
第 12 条　乙は、本契約を前条の契約期間中に解約することはできない。ただし、特別の事情により、乙が委託事業を遂行することが困難であると甲が認めた場合はこの限りでない。
２　甲は、前条の契約期間中において次の各号に掲げる場合は、本契約を解除することができる。
（１）甲が、乙が委託事業を遂行することが困難であると認めたとき。
（２）乙が、本契約に定める条項に違反したとき。

（契約違反）
第 13 条　乙が本契約に定める条項に違反したとき又は第 10 条の規定により、乙が甲に提出した実績報告書又は実施結果報告書に瑕疵があると認められたときには、精算払があった後においても、甲は乙に対して次の処置をとることができるものとする。
（１）既に支払っている委託費の一部又は全部の返還
（２）前号の返還金に係る延滞金納入
２　前項に係る返還金の額、返還期日及び利率は、甲が別に定めるものとする。

（区分経理）
第 14 条　乙は、委託事業に係る経費について、他と明確に区別して経理するとともに帳簿を備え、その出納を明らかにしておかなければならない。
２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（帳簿等の整備保管等）
第 15 条　乙は、委託事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間整備保管するものとする。
２　甲は、この委託要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、乙に対して調査し、又は報告を求めることができるものとする。
（その他）
第 16 条　その他、この契約に定めない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。
上記の契約を証するため、本契約書２通を作成、甲乙記名捺印の上各１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　　東京都中央区新川２丁目６番１６号
一般社団法人　日本家畜商協会
会　　長　　㊞

乙

㊞

別紙様式第１号

肉用牛流通促進対策委託事業実施計画書

１　事業の目的

２　委託事業の内容

ア　実施計画

区　　分	時　　期	内　　容	備　　考

イ　事業費

区　　分	事　業　費	負　担　区　分		備　　考
		委　託　費	そ　の　他 （　　）	
	円	円	円	
計				

注１　区分欄は、費目別に記載すること。
　　２　備考欄には、積算基礎を記載すること。
　　なお、積算基礎は別表を基準に作成すること。

３　委託事業実施期間
令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

（注）委託契約書の別紙として添付すること。

別表

事業実施計画書の積算に当たっては、原則として次の単価とする。

項目	対象経費	標準単価等
1　事業推進費		
（1）推進会議の開催等	会議費（弁当、お茶代等） 会場借料	1,500円／1人 1,500円／1回、1日、1人
（2）導入牛の確認、巡回指導等	出席旅費 巡回指導旅費	推進会議出席旅費、巡回指導旅費及び調査旅費は、独立行政法人農畜産業振興機構が定める「畜産業振興事業に係る旅費の留意事項について」（平成19年4月18日付け19農畜機第236号）の規定により算定した額とし、当該留意事項に定めがないものについて当該組合が定める規程に基づき算定した額とする。
（3）組合員の就農状況等調査	会議費 会場借料 調査旅費 資料作成費	1,500円／1人 1,500円／1回、1日、1人 実費
2　推進事務等経費		
（1）人件費（役員は除く）	職員等の給与（役員を除く）	給与月額（通勤手当、法定福利費の事業主負担分を加算できる。）÷20日×従事日数
（2）アルバイト賃金	臨時職員、派遣職員等の賃金等	事業主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規定等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を事業実施計画等に添付する。
（3）資料作成費	資料作成費	実費
（4）通信運搬費	通信運搬費	委託事業に係る郵送料、電話代等
（5）消耗品費	消耗品費	委託事業に係る用紙類、事務用品代等
（6）事務機器代、ＯＡ機器賃借料	事務機器代、事務機器の借上経費等	委託事業に係る事務機器代、ＯＡ機器賃借料（1件20万円未満のものに限る。）
（7）事務委託費	事務委託費	実費

注：1．この経費は、協会手数料を財源として支出するものであり、協会独自のものである。

2．実績報告の際に、領収書、旅費精算書等の証拠書類を添付すること。

別紙様式第２号

肉用牛流通促進対策委託事業変更承認申請書

番　　号
令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
会長　○○　○○　殿

住　所
○○○県家畜商業協同組合
理事長　○○　○○　印

令和　年　月　日付けで契約した委託事業実施計画について、下記の事由により委託事業実施計画を変更したいので承認されたく、肉用牛流通促進対策委託事業委託契約第４条第１項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第１号の肉用牛導入保証支援委託事業実施計画書の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の事由」と書替え、委託事業実施計画書の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように、変更に係る部分については、変更前を（　）書きで上段に記載すること。
ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

別紙様式第３号

番　　号
令和　年　月　日

肉用牛流通促進対策委託事業概算払請求書（令和　年度）

一般社団法人　日本家畜商協会
会長　　殿

○○○県家畜商業協同組合
理事長　○○　○○　印

令和　年　月　日付けで契約した肉用牛流通促進対策委託事業委託契約書について、下記により委託費　　円を概算払により支払われたく、同契約書第９条第２項の規定に基づき請求します。

記

１　概算払請求額

（単位：円）

区　分	契約額（上限額）	事業の遂行状況（令和　年　月　日現在）			今　回請求額	備考
		事業費	委託費	出来高		
計						

注：区分欄は、費目別に記載すること。

２　委託費振込先
○○銀行（銀行コード○○○）○○支店（支店コード○○）
普通・当座　口座　№○○○○号　口座名義　○○○○○（フリガナ）

別紙様式第４号

肉用牛流通促進対策委託事業実績報告書

番　　号
令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
会長　○○　○○　殿

○○○県家畜商業協同組合
理事長　○○　○○　印

令和　年　月　日付けで契約した肉用牛流通促進対策委託事業について、下記のとおり実施したので肉用牛流通促進対策委託事業委託契約書第10条第１項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて委託費の精算額　　円の交付を請求します。

記

１　委託事業の実績
別紙「肉用牛流通促進対策委託事業実績書」のとおり。

（注）　様式は、別紙様式第１号「肉用牛流通促進対策委託事業実施計画書」に準ずる。

２　精算請求額　　金　　円（実績額　　円―既概算払受領額　　円）

３　事業の完了年月日　　令和　　年　　月　　日

４　添付書類
経費支払いに係る証票書類等

５　委託費振込先
○○銀行（銀行コード○○○）○○支店（支店コード○○）
普通・当座　口座　№○○○○号　口座名義　○○○○○（フリガナ）

別紙様式第５号

預託牛の現地確認及び対象農家の現地指導実施結果報告書

番　　号
令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
会長　○○　○○　殿

住　所
○○○県家畜商業協同組合
理事長　○○　○○　印

令和　年　月　日付けで契約した肉用牛流通促進対策委託事業について、下記のとおり実施したので肉用牛流通促進対策委託事業委託契約書第10条第２項の規定に基づき、関係書類を添えてその実施結果を報告します。

記

１　預託牛の現地確認及び対象農家の現地指導の実施結果
（１）実施日：令和　年　月　日～令和　年　月　日
（２）対象農家名：○○○○、○○○○
（３）調査者名：○○○○、○○○○
（４）結果概要
（記載例）
Ａ農家は、預託牛２０頭のうち全頭飼養中であり、疾病牛は見られなかった。また、同氏の経営状況に異常な状況は見られなかった。
Ｂ農家は、預託牛２０頭のうち１頭死亡１９頭飼養中であった。また、同氏の経営状況は悪化していた。
（５）調査結果
対象農家名：○○○○

項　目	結　果　等
預託牛頭数	預託牛在庫評価集計表上の頭数： 現地確認した頭数：
対象農家の経営状況	対象農家との協議結果
今後の検討事項	

（記載例）対象農家名：○○○○

項　目	結　果　等
預託牛頭数	預託牛在庫評価集計表上の頭数：２０頭 現地確認した頭数：２０頭
対象農家の経営状況	対象農家との協議結果 肉用牛販売価格が堅調のため、経営状況は良好とのことであった。
今後の検討事項	特になし

別紙様式第６号

組合員の就農状況等調査結果報告書

番　　号
令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
会長　○○　○○　殿

住　所
○○○県家畜商業協同組合
理事長　○○　○○　印

令和　年　月　日付けで契約した肉用牛流通促進対策委託事業について、下記のとおり実施したので肉用牛流通促進対策委託事業委託契約書第10条第３項の規定に基づき、その調査結果を報告します。

記

１　組合員の就農状況等調査結果
（１）調査日：令和　年　月　日～令和　年　月　日
（２）総組合員数　　：○○人
（３）調査対象組合員数：○○人
（４）（３）のうち令和○年度の畜産物販売額が15万円以上の者：○○人
（５）（３）のうち死亡者：○○人
（６）（３）のうち行方不明者：○○人

２.調査結果に基づく対応方針

（参考）

組合員の就農状況等調査表（ひな型）

令和　年　月　日

組合員各位

○○家畜商業協同組合

就業状況等調査への協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当組合の業務運営に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当組合業務の円滑な運営を図るため、組合員の状況調査を実施させていただくことになりました。

ついては、別紙によりお知らせいただきますようお願い申し上げます。

なお、当調査について知り得た情報は他の目的に使用しないことを念のため申し添えます。

別紙

令和　年　月　日

組合員氏名

１．貴殿の就業状況

以下について該当するものすべてに○印を付すとともに、必要事項にご記入をお願いいたします。

ア　家畜商（家畜の売買、若しくは交換又はあっ旋の事業を営む者）

イ　農畜産業（該当事項に○印を付して下さい。）

（ア）経営内容

・　肉用牛経営

・　その他（酪農経営、養豚経営、養鶏経営、稲作経営、野菜経営、果樹経営、その他）

（イ）農畜産物販売額

・　年間 15 万円以上

・　年間 15 万円未満

ウ　農畜産業と会社員等兼業（該当事項に○印を付して下さい。）

（ア）経営内容

・　肉用牛経営

・　その他（酪農経営、養豚経営、養鶏経営、稲作経営、野菜経営、果樹経営、その他）

（イ）農畜産物販売額

・　年間 15 万円以上

・　年間 15 万円未満

エ　会社員等（公務員、会社役員、会社員、ＪＡ等の団体役員、団体職員、その他）

オ　無職

（ア）家族は農畜産業（家族が兼業の場合は以下に○印を付して下さい。）

①　家族の経営内容

・　肉用牛経営

・　その他（酪農経営、養豚経営、養鶏経営、稲作経営、野菜経営、果樹経営、その他）

②　家族の農畜産物販売額

・　年間 15 万円以上

・　年間 15 万円未満

（イ）家族は農畜産業以外の職業

２．当組合に対する要望事項がありましたら教えてください。以下にご記入をお願いいたします。

調査にご協力ありがとうございました。

（別紙４－２）

肉用牛流通促進対策委託事業委託契約書

一般社団法人日本家畜商協会　会長　　（以下「甲」という。）と受託者　　（以下「乙」という。）とは、肉用牛流通促進対策事業実施規程（以下「実施規程」という。）に基づき、次のとおり委託契約を締結するものとする。

（趣旨）

第１条　この委託契約は、甲が実施する肉用牛流通促進対策事業（以下「預託事業」という。）を円滑に実施するため、甲が、乙に、預託事業の一部を委託して実施する場合においての基本事項を定め、もって事業の適正な運営に資することを目的とする。

（事業の委託）

第２条　甲は乙に対し、実施規程第 23 条に規定する業務（以下「委託事業」という。）の全部又は一部を委託するものとする。

（１）預託事業参加候補者の名称、住所、電話番号等の連絡、協会への推薦

（２）預託事業参加者の預託牛導入、販売等の連絡

（３）預託牛全頭の現物確認、対象農家全員の現地指導の実施及び協会への報告（原則として９月又は３月）

（４）協会が実施する預託事業参加組合員の現地確認の同行

（委託事業の内容）

第３条　甲が乙に対し委託する業務の内容及び当該事業に要する経費（以下「委託費」という。）の配分は、「肉用牛流通促進対策委託事業実施計画書」（以下「委託事業実施計画」という。）（別紙様式第１号）のとおりとする。

２　乙は、委託事業を前項の委託事業実施計画に従い実施しなければならない。

（委託事業の内容の変更）

第４条　乙は、前条の委託事業の内容について、委託事業の中止又は廃止をしようとするときは、委託事業変更承認申請書（別紙様式第２号）を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

２　甲は、１の承認をするときは、条件を付すことができるものとする。

（委託事業に係る経費の内容）

第５条　委託事業に係る経費の内容は、別表のとおりとする。

（委託事業の実施期限）

第６条　乙は、委託事業を令和　　年　　月　　日までに完了するものとする。

（契約期間）

第７条　本契約の有効期間は、令和　年　月　日から委託費の精算払いが完了する日までとする。

（委託費の限度額）

第８条　委託費の限度額は、金　　円（消費税を含む。）とする。

（委託費の支払い）

第９条　甲は、乙が実施規程及び本契約の定めるところに従い委託事業を実施し、委託事業に要した経費の額が確定したときは、第８条の限度額の範囲内で委託費を乙に支払うものとする。

ただし、甲は、乙が所期の目的を達しなかったと認めたときは、委託費を減額することができるものとする。

２　委託費の概算払い

甲は、預託牛導入後において第８条の限度額の５０％を限度として概算払をすることができるものとする。乙は、委託費の概算払を請求する場合には、概算払請求書（別紙様式第３号）を甲に提出するものとする。

（実績報告）

第 10 条　乙は、委託事業が完了した日（委託事業対象牛を全頭販売した日）から起算して１ヵ月を経過した日までに、委託事業の実績報告書（別紙様式第４号）により関係証拠書類を添えて甲に提出するものとする。

２　乙は、第２条の（６）の預託牛の現物確認、対象農家の現地指導を実施した日から起算して１ヵ月を経過した日までに、実施結果報告書（別紙様式第５号）により関係証拠書類を添えて甲に提出するものとする。

（委託費の額の確定及び精算払い）

第 11 条　甲は、前条の規定により、乙から委託事業実績報告書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、委託費の額を確定の上、精算払をするものとする。

２　１の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第７条に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

（契約の解除）

第 12 条　乙は、本契約を前条の契約期間中に解約することはできない。ただし、特別の事情により、乙が委託事業を遂行することが困難であると甲が認めた場合はこの限りでない。

２　甲は、前条の契約期間中において次の各号に掲げる場合は、本契約を解除することができる。

（１）甲が、乙が委託事業を遂行することが困難であると認めたとき。

（２）乙が、本契約に定める条項に違反したとき。

（契約違反）

第 13 条　乙が本契約に定める条項に違反したとき又は第 10 条の規定により、乙が甲に提出した実績報告書又は実施結果報告書に瑕疵があると認められたときには、精算払があった後においても、甲は乙に対して次の処置をとることができるものとする。

（１）既に支払っている委託費の一部又は全部の返還

（２）前号の返還金に係る延滞金納入

２　前項に係る返還金の額、返還期日及び利率は、甲が別に定めるものとする。

（区分経理）

第 14 条　乙は、委託事業に係る経費について、他と明確に区別して経理するとともに帳簿を備え、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（帳簿等の整備保管等）

第 15 条　乙は、委託事業に係る経理については、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間整備保管するものとする。

２　甲は、この委託要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じ、乙に対して調査し、又は報告を求めることができるものとする。

（その他）

第 16 条　その他、この契約に定めない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

上記の契約を証するため、本契約書２通を作成、甲乙記名捺印の上各１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　　東京都中央区新川２丁目６番１６号
一般社団法人　日本家畜商協会
会　　長　　㊞

乙

㊞

別紙様式第１号

肉用牛流通促進対策委託事業実施計画書

１　事業の目的

２　委託事業の内容

ア　実施計画

区　　分	時　　期	内　　容	備　　考

イ　事業費

区　　分	事　業　費	負　担	区　分	備　　考
		委　託　費	そ　の　他 （　　）	
	円	円	円	
計				

注１　区分欄は、費目別に記載すること。
　　２　備考欄には、積算基礎を記載すること。
　　なお、積算基礎は別表を基準に作成すること。

３　委託事業実施期間
　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

（注）委託契約書の別紙として添付すること。

別表

事業実施計画書の積算に当たっては、原則として次の単価とする。

項目	対象経費	標準単価等
１　事業推進費		
（１）推進会議の開催等	会議費（弁当、お茶代等）	1,500 円／1 人
	会場借料	1,500 円／1 回、1 日、1 人
（２）導入牛の確認、巡回指導等	出席旅費 巡回指導旅費	推進会議出席旅費及び巡回指導旅費調査旅費は、独立行政法人農畜産業振興機構が定める「畜産業振興事業に係る旅費の留意事項について」（平成 19 年 4 月 18 日付け 19 農畜機第 236 号）の規定により算定した額とし、当該留意事項に定めがないものについて当該組合が定める規程に基づき算定した額とする。

項目	対象経費	標準単価等
2　推進事務等経費		
（1）人件費（役員は除く）	職員等の給与（役員を除く）	給与月額（通勤手当、法定福利費の事業主負担分を加算できる。）÷20日×従事日数
（2）アルバイト賃金	臨時職員、派遣職員等の賃金等	事業主体の賃金支給規則や国・都道府県・市町村の規定等によるなど、業務内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとし、賃金の単価の設定根拠となる資料を事業実施計画等に添付する。
（3）資料作成費	資料作成費	実費
（4）通信運搬費	通信運搬費	委託事業に係る郵送料、電話代等
（5）消耗品費	消耗品費	委託事業に係る用紙類、事務用品代等
（6）事務機器代、ＯＡ機器賃借料	事務機器代、事務機器の借上経費等	委託事業に係る事務機器代、ＯＡ機器賃借料（1件20万円未満のものに限る。）
（7）事務委託費	事務委託費	実費

注：1．この経費は、協会手数料を財源として支出するものであり、協会独自のものである。
2．実績報告の際に、領収書、旅費精算書等の証拠書類を添付すること。

別紙様式第２号

肉用牛流通促進対策委託事業変更承認申請書

番　　号
令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
会長　○○　○○　殿

住　所
組合名
理事長　○○　○○　印

令和　年　月　日付けで契約した委託事業実施計画について、下記の事由により委託事業実施計画を変更したいので承認されたく、肉用牛流通促進対策委託事業委託契約第４条第１項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

（注）記の記載要領は、別紙様式第１号の肉用牛流通促進対策委託事業実施計画書の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の事由」と書替え、委託事業実施計画書の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較できるように、変更に係る部分については、変更前を（　）書きで上段に記載すること。
ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

別紙様式第３号

番　　号
令和　年　月　日

肉用牛流通促進対策委託事業概算払請求書（令和　年度）

一般社団法人　日本家畜商協会
　会長　　殿

組合名
理事長　○○　○○　印

令和　年　月　日付けで契約した肉用牛流通促進対策委託事業委託契約書について、下記により委託費　　円を概算払により支払われたく、同契約書第９条第２項の規定に基づき請求します。

記

１　概算払請求額

（単位：円）

区分	契約額（上限額）	事業の遂行状況（令和　年　月　日現在）			今　回請求額	備考
		事業費	委託費	出来高		
計						

注：区分欄は、費目別に記載すること。

２　委託費振込先
○○銀行（銀行コード○○○）○○支店（支店コード○○）
普通・当座　口座　№○○○○号　口座名義　○○○○○（フリガナ）

別紙様式第４号

肉用牛流通促進対策委託事業実績報告書

番　　号
令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
会長　○○　○○　殿

組合名
理事長　○○　○○　印

令和　年　月　日付けで契約した肉用牛流通促進対策委託事業について、下記のとおり実施したので肉用牛流通促進対策委託事業委託契約書第10条第１項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。
なお、併せて委託費の精算額　　円の交付を請求します。

記

１　委託事業の実績
別紙「肉用牛流通促進対策委託事業実績書」のとおり。

（注）　様式は、別紙様式第１号「肉用牛流通促進対策委託事業実施計画書」に準ずる。

２　精算請求額　　金　　円（実績額　　円―既概算払受領額　　円）

３　事業の完了年月日　　令和　　年　　月　　日

４　添付書類
経費支払いに係る証票書類等

５　委託費振込先
○○銀行（銀行コード○○○）○○支店（支店コード○○）
普通・当座　口座　№○○○○号　口座名義　○○○○○（フリガナ）

別紙様式第５号

預託牛の現地確認及び対象農家の現地指導実施結果報告書

番　　号
令和　年　月　日

一般社団法人日本家畜商協会
会長　○○　○○　殿

住　所
組合名
理事長　○○　○○　印

令和　年　月　日付けで契約した肉用牛流通促進対策委託事業について、下記のとおり実施したので肉用牛流通促進対策委託事業委託契約書第 10 条第２項の規定に基づき、関係書類を添えてその実施結果を報告します。

記

１　預託牛の現地確認及び対象農家の現地指導の実施結果
（１）実施日：令和　年　月　日～令和　年　月　日
（２）対象農家名：○○○○、○○○○
（３）調査者名：○○○○、○○○○
（４）結果概要
（記載例）
Ａ農家は、預託牛２０頭のうち全頭飼養中であり、疾病牛は見られなかった。また、同氏の経営状況に異常な状況は見られなかった。
Ｂ農家は、預託牛２０頭のうち１頭死亡１９頭飼養中であった。また、同氏の経営状況は悪化していた。

（５）調査結果
対象農家名：○○○○

項　目	結　果　等
預託牛頭数	預託牛在庫評価集計表記載頭数： 現地確認した頭数：
対象農家の経営状況	対象農家との協議結果
今後の検討事項	

（記載例）対象農家名：○○○○

項　目	結　果　等
預託牛頭数	預託牛在庫評価集計表記載頭数：２０頭 現地確認した頭数：２０頭
対象農家の経営状況	対象農家との協議結果 肉用牛販売価格が堅調のため、経営状況は良好とのことであった。
今後の検討事項	特になし

（別紙５）

一般社団法人日本家畜商協会法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準

令和　年　月　日

信頼される職場風土の確立と「安全で健康な食品を提供する責務」を果たすため、

1　私は、社会の一員として、高い道徳観、倫理観、規範意識を持って行動します。

2　私は、一般社団法人日本家畜商協会の一員として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法等の関連法令、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（肉用牛流通促進対策事業）、一般社団法人日本家畜商協会肉用牛流通促進対策事業実施規程等の協会内部規程を守り、お客様に信頼される業を目指します。

3　私は、組織の一員として、その真の利益を考え、公正、正確な報告と積極的な提案を行います。

4　私は、自主独立した個人として、自らを磨き、互いに切磋琢磨し、尊敬される社風を築きます。

5　私は、この行動規範を常に自覚して行動し、不正があるときは勇気をもってそれを正します。

（別添様式１号）

預託牛個体情報マッチングリスト

家畜商組合：　　対象期間（転入日）　令和　年　月　日～令和　年　月　日　令和　年　月　日　ページ

Ｍ２

（※：マッチングエラー、または融資期間内出荷）（―：マッチング項目）（上段：トレサ情報、下段：報告情報）
（飼養：飼養区分、承認：承認番号）

整理番号	※	―	個体識別番号	購入資金	農　家コード 預託者コード	農家名称 預託者名	―	品種	―	性別	―	生年月日	飼養場所	―	導入区分	転入年月日	素牛購入費用	―	転出区分	転出日	売却価格	と畜日	と畜場	肉用牛流通促進対策事業の対象
計	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―		―	―	―		―	―	―

（トレサ受入頭数：　　報告頭数：　　マッチング頭数：　　マッチングエラー頭数）

（別添様式２号）

預託牛異動状況表

家畜商組合：　　異動期間　令和　年　月　日～令和　年　月　日　　令和　年　月　日　ページ
金融機関：　　（転入・転出・死亡）　　Ｓ２
預託者：　　住所：　　（※：融資期間中で販売済み　　（単位：頭）

※	承認番号	整理番号	個体識別番号	購入資金	飼養区分	品種	性別	生年月日	素牛購入費①	転入					転出							肉用牛流通促進対策事業の対象	支出③	売却損益（②－①－③）
										転入年月日	預託開始月齢	農家コード	飼養場所	飼養者名	転出日	転出時月齢	預託期間（月齢）	売却価格②	区分	と畜場名等	と畜・子牛出生日			
	合計	—	—	—	—		—	—			—	—	—	—		—	—		—	—	—	—		
	平均	—	—	—	—		—	—		—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—		

注）１．転出時月齢の合計及び平均は販売時の月齢である。（死亡時の月齢は計算対象外）
　　２．売却価格の合計及び平均は販売分の売却価格の合計及び平均である。（死亡は計算対象外）

（別添様式３号）

預託牛在庫評価集計表

（導入日：令和　年　月　日～令和　年　月　日まで　　令和　年　月　日ページ

家畜商組合：　　預託牛有高日：令和　年　月　日現在　　（マッチのみ出力）
金融機関：　　（評価区分：ｘｘｘｘｘｘ）　Ｓ６

承認番号	融資金額	返済額累計	融資残高	購入資金	品種	在庫牛頭数							在庫牛素牛購入費			現在の評価額			評価増加額
						肥育	繁殖	経産牛	その他	合計									
										今回	前回	増減	今回	前回	増減	今回	前回	増減	
合計																			
平均	—	—	—	—		—	—	—	—										

注）１．転出時月齢の合計及び平均は販売時の月齢である。（死亡時の月齢は計算対象外）
　　２．売却価格の合計及び平均は販売分の売却価格の合計及び平均である。（死亡は計算対象外）

（別添様式４号）

預託牛在庫評価一覧表

（転入期間：令和　年　月　日～令和　年　月　日まで）　　令和　年　月　日　ページ

家畜商組合：　　預託牛有高日：令和　年　月　日現在

金融機関：　　Ｓ５

承認番号：　　融資金額：　　円　返済金累計：　　円　融資残高　　円

整理番号	預託者	個体識別番号	購入資金	飼養区分	品種	性別	生年月日	預託年月日	飼養開始月齢	肥育（導入）		現在月齢	素牛購入費①	現在の評価額②	担保価値の増加額③（②－①）	仕向け変更年月日
										日数	月齢					
合計	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—				—
平均	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—				—

計　　在庫（預託牛）：　　頭